

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 七 号

平成二十一年四月七日(火曜日)
午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 遠藤 利明君

理事 今村 雅弘君 理事 木村 太郎君
理事 七条 明君 理事 宮腰 光寛君
理事 宮下 一郎君 理事 笹木 竜三君
理事 筒井 信隆君 理事 西 博義君
理事 安次富 修君 理事 赤澤 亮正君
理事 井上 信治君 理事 伊藤 忠彦君
理事 飯島 夕雁君 理事 岩永 峯一君
理事 江藤 拓君 理事 小里 泰弘君
理事 小野 次郎君 理事 河井 克行君
理事 木原 稔君 理事 齊藤斗志二君
理事 谷川 弥一君 理事 徳田 毅君
理事 中川 泰宏君 理事 永岡 桂子君
理事 丹羽 秀樹君 理事 西川 公也君
理事 松本 洋平君 理事 茂木 敏充君
理事 森山 裕君 理事 安井潤一郎君
理事 石川 知裕君 理事 大串 博志君
理事 川内 博史君 理事 小平 忠正君
理事 佐々木隆博君 理事 神風 英男君
理事 高井 美穂君 理事 仲野 博子君
理事 福田 昭夫君 理事 横山 北斗君
理事 井上 義久君 理事 菅野 哲雄君

政府参考人 (農林水産省総合食料局長) 町田 勝弘君
政府参考人 (農林水産省消費・安全局長) 竹谷 廣之君
政府参考人 (農林水産省生産局長) 本川 一善君
政府参考人 (農林水産省経営局長) 高橋 博君
政府参考人 (農林水産省農村振興局長) 吉村 馨君
政府参考人 (林野庁長官) 内藤 邦男君
農林水産委員会専門員 板垣 芳男君

委員の異動

四月七日

辞任

近江屋信広君

徳田 毅君

石川 知裕君

小平 忠正君

同日

辞任

松本 洋平君

安井潤一郎君

川内 博史君

福田 昭夫君

補欠選任

安井潤一郎君

松本 洋平君

川内 博史君

福田 昭夫君

補欠選任

徳田 毅君

近江屋信広君

石川 知裕君

小平 忠正君

四月三日

農地法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件

農地法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)
農林水産関係の基本施策に関する件
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

○遠藤委員長 これより会議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房総括審議官針原寿朗君、大臣官房総括審議官實重実君、総合食料局長町田勝弘君、消費・安全局長竹谷廣之君、生産局長本川一善君、経営局長高橋博君、農村振興局長吉村馨君及び林野庁長官内藤邦男君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小野次郎君。

○小野(次)委員 おはようございます。

きょうは、石破大臣、また石田副大臣初め、日ごろから御指導いただいている方にこういう委員会の場で質問できることを大変うれしく思っているところでございます。

特に石破大臣におかれては、昨年九月御就任以来、農政改革担当大臣というお立場も兼ねて農政改革に取り組んでこられたわけでございますけれども、やはり、そのタイミングや、この数カ月間の大臣御自身のさまざまな意気込みから見まして

も、この農政改革、まだ緒についたところではございますけれども、石破大臣御自身のリーダーシップによるところがかなり大きいというふうには理解しております。

農政改革について検討が今行われているわけでございますけれども、まず、こういったリーダーシップを発揮されて改革に取り組むという姿勢を持つておられる石破大臣の、この農政改革に対する動機というか問題意識というか、認識をお伺いしたいと思うわけでございます。よろしくお願いたします。

○石破国務大臣 人、金、物、すべてが低落傾向にあるというお話は、いつも申し上げておるとおりでございます。

人の面においては、基幹的農業従事者の六割が六十五歳以上になっている。これはもうオール・ジャパンの話でして、地域によつては、六割が七十歳以上だという地域もございます。我々の中国地方なんかそうでございます。高齢者の方が農業をやるのが悪いなんて私は言いません。その後やる人が出てこない、ある日突然日本から農業を担う人がいなくなるということが起こります。それが問題意識の第一である。

農地法の改正をお願いしておりますが、農地がどんどん減っている、耕作放棄地がどんどんふえている、これをどうするかというお話。

そして、お金でいえば、農業所得というのが、十五年間、平成二年から十七年の間に半分に落ちた。これは一体どういうことか。

その人、金、物の低落傾向にある原因というのは、それをすべて分析して見直していかなければならぬということが政策的にはございます。

他方、省といたしまして非常に嫌な言い方かもしれませんが、農林省の言うことと逆のことをやるともうかるということを、私は、当選一回、二

回のころから聞いたことがあります。それはもう半ば冗談なのかもしれません。ですけれども、そういうことが言われるということ自体、何か問題があるのだ。

それは、さらに敷衍して申し上げれば、本当に現場のニーズに合った政策を出しているのかということ。これは今村先生から教えていただいたことでもあるんですが、ちゃんとマーケティングというのをやっているのか。どんな政策が必要ですかということを、本当に現場の意見をきちんと聞いて、こういう政策が望ましいということにマッチしたものをに出しているのだろうか。これがよかれと思って出したものを、押しつけているわけではありませんが、私もが出している政策が現場のニーズに本当にマッチをしているのかということも大事な論点なんだろうと実は私は思っています。

私はいつも言っているんですが、生産者も消費者も、あるいは流通に携わる方も、それはみんな我々農林水産省にとってお客様なのだという意識を持たねばならない、そしてまた、政策というのは商品であるべきなのだと。それが本当に現場に受け入れられているものなのかどうか、あるいは現場のニーズに本当に合った政策なのかどうか、商品設計が本当にきちんとしていて、そしてそれを現場の消費者や生産者の方々にわたっていただくような努力をどれだけしたかということとでございます。

合併によりまして市町村の統合が起りました。それによって、きめ細かな現場のニーズに対応できる市町村の体制というものがやや傷んできているのではないかと気が正直言っています。そのときに、霞が関直送の政策をちゃんと出して、本当にそれが現場に受け入れられているのかといえば、そこはかなり問題があると思っております。

それらの全般にわたって、本当に国民がお客様であり、我々が出すものは一種の商品なのだという意識を徹底させていかなければ、農政改革というものは絶対でできないと思っております。

うものは絶対でできないと思っております。

○小野(次)委員 この農政改革、具体的に、農政改革関係閣僚会合、さらにはそのもとで農政改革の特命チームというのが既に発足していて、一月三十日の関係閣僚会合の申し合わせでは、この四月前半にも特命チームで農政改革の検討方向というものがまとめられるように申し合わせがなされています。前半というのは十五日ぐらいまでを含むのかもしれませんが、いずれにしても、もう数カ月検討してきて、あとわずかでこの農政改革の検討方向というのが取りまとめられるというふう認識しているわけでございます。

どのような項目を重点に検討が行われてきたのか、さわりの部分でいいので、確定的なものでないわけでございますけれども、重点的な項目についてお話しただければ幸いです。

○石破国務大臣 三点でございます。

一点は、この言い方をするとまた議論を呼ぶのかもしれませんが、担い手を育成、確保しなければならぬということ、そして、農業所得を増大させなければいけない、そのためにはどうするかという議論をかなり詰めて行っております。

第二番目は、農地の問題。これはもう法律改正を出しておるわけでございますが、その後の展望も考えていかねばなりません。農地問題、あるいは生産、流通に関する施策というものを見直さねばならない。

そしてもう一つは、農山漁村対策。これは、漁村と農山村と少し違いはございますが、兼業機会というものが物すごく減ってきたということによって農山村が維持できなくなっているということとは、歴然たる事実だと私は思っております。ここをどうするかというお話。

そして、また委員の御質問にも後ほど出てくるのかもしれませんが、農山漁村の潜在力というものをどのように引き出していくかということ。そこへ新たな分野への取り組み、それは農工商連携ということもそうなのですから、点としては物すごく所得が増大したということもござい

す。それは高知県の馬路村なんかそうなんですけれども、それを点ではなくて面に広げるためにどういう施策を打てばいいかということとでござい

す。そういうような項目について議論を進めておるところでございます。

これは、四月前半を目途に農政改革の検討方向を取りまとめるということにしておりますので、その目標は絶対に守りたいと思っておりますし、ある程度クリアカットなものを出していかなければならないのだと思っております。あちらにもいい顔、こちらにもいい顔というものをしておりますと、結局、総花的な政策というものになってしまいかねない。本当に、今いろいろな議論がされておりますことに、方向性はこうであるということをして、ただクリアカットに出したいと思っております。でございまして、そのために十分な議論を尽くすということがまさしく行われているのだというふうに認識をいたしております。

○小野(次)委員 特に衆議院の方においては、昨秋以来、与党がいけない、野党がいけないということを言うつもりはさらさらありませんけれども、どうしても政局の方に話題が移りがちな中で、この農政分野においては、石破大臣のリーダーシップのもとに、私もだれが考えても、この担い手の問題、あるいは農地の問題、そして農山漁村対策、中期的、長期的テーマで改革が必要だと認識しながらも、そういう目で見ていた中で、着実にその検討を進めておられるというのは、何かほかの行政分野と比べても確かな感じをしているわけとございまして、このタイムスケジュールをきちっと果たしたいというふうな大臣も今おっしゃられましたけれども、そういう方向で具体的な、しかも、我々関係者はもちろんの方から見て議論の土台になるというふうなものがあつた内容のあるものをおつくりいただければありがたいと思うわけとでございます。

ちよつと話題がかわりますけれども、三月十六日だったと思いますが、私の地元で梨北米というお米をつくっているJ A 梨北というところがござい

ますが、ここは実は特Aを四年連続でとったというところとございまして、短時間でございしたけれども、大臣と意見交換をさせていただく機会をつくっていただきました。ありがとうございます。

その際に私が感じた印象は、ちよつと意外な面もございました。それは、これだけ品位の高いお米がつくれるんだったら東京へ持ってきて高く売ればいいじゃないかという大臣のお尋ねに対して、いや、安定した量を供給できるだけの量がな

いんだということを聞きました。規模の小さいJ A といつか農業者の場合、品位は高い、地域的なローカルなブランドとしては高い信頼があるんだけれども、ならばそれを遠くへ行って高く売れるかという、生産量の問題もあり、販売ルートの問題もあり、全体としての販売力の不足が課題になっているということを感じました。

そこで、お尋ねいたしますけれども、都会で高く販売することが内容としてはできる、それだけの品位が保証されているんだけれども、販売先の確保、販売力の不足ということに対して、行政の側からこういう取り組みに対する支援を強化することが重要なのではないかと思っています。御認識をお伺いしたいと思います。

○石田(祝)副大臣 今、梨北米のお話もありましたけれども、四年間続けて特Aをとられたということで、大変すばらしいお米だというふうに思います。

農林水産省といたしましては、地域で生産される農産物やその加工品をブランド化して、付加価値のあるものとして販売していくことは、大変重要な要素であるというふうに考えております。特に、ブランド化につきましては、そのブランド価値を実需者や消費者に適切に伝えることで販売先を確保することが不可欠な要素だ、このように考えておまして、農林水産省としてもその取り組みを支援しているところでございます。平成

二十一年度の予算では一億三千七百万円でありますけれども、そういう予算も使いまして、しっかりと応援をさせていただきたいと思っております。

具体的には、平成十九年十一月に、地域ブランド化に取り組む生産者や団体とそれを支援するアドバイザーや販売業者の方々の参加による食と農林水産業の地域ブランド協議会を設立いたしました。JAや個人の農業者が量販店、卸売業者、外食関連事業者等との交流を通じて販売先を確保する場を提供しております。

また、ホームページやメルマガジンなどを活用いたしまして、販売先の確保に成功した取り組みなどの先進事例を紹介しているところもございます。

今後とも、地域ブランド協議会の活動などを通じて、生産者と実需者の交流を促進し、生産者による地域ブランド品の販売先の確保を支援してまいりたいと思っております。

なお、大臣からも先ほど高知県の馬路村というお話も出していただきましたけれども、あそこも、私の地元でございますが、ブランドを確立いたしまして全体的な売り上げが大変上がっていった、こういうことも言われております。十年余りで十二億円から三十二億円と売上高も上がってきておりまして、ブランド化ということによって本当に成果が上がっている、こういう例もございまして、ぜひこれは応援をさせていただきたいと思っております。

○小野(次)委員 ありがとうございます。

ただ、さっき僕は説明不足だったかもしれないけれども、ブランドとしてはこうやって評価をいただいて、それを継続的にやっていけば高い評価を得られるんじゃないかと思っております。問題は、東京にも高級感のある食材を売っていますスーパーマーケットのチェーンみたいなのがありますけれども、そこに納めるという、やはり、店舗の数が十店舗とかあると、そこに常時、梨北というJAから安定供給できるほどの量はとれない

ということでございます。今、副大臣の御説明、お話にもございましたけれども、何か一般的に地域ブランド化を支援しますではなくて、欲しいなと思っている消費者の側と、この量だったら提供できるといういいお米をつくっている生産者の間の仲人役みたいなものを、もうちょっと、ケース・バイ・ケースというか、きめ細かいお手伝いをしていただけると、いいベストマッチングになるんじゃないかと思えます。その辺についても、ちよつとソフト的な支援かもしれないですが、ぜひ力を入れていただきたいと思うわけでございます。

この意見交換の際の印象で、もう一問させていただきます。

では、こういう米をつくっている農家というのは、専業であつてさぞかし大規模でやっているのかと思いましたが、実はこのJA梨北は、平均耕作面積が三反、三アールということで、ほとんどが、公務員をやっていたりお店をやっていたりして、時間を惜しみ、また、仕事が終わってから、あるいは土日ということで、手をかけてこういうお米をつくっているのが実態だという話、もちろん兼業農家だということでございます。

今の農地法の改正、これは午後からだと思えますけれども、こういった利用という概念を入れて、なるべく大規模なまとまった面積のところで本格的に農業経営をしてもらおう、それを育成していくという方向というのは間違っていないと思うんですけれども、一方で、規模が小さい、三反程度の兼業農家であっても努力すれば高品質の生産が期待できるという面もあるわけでございますから、今後とも、一方で経営の合理化という大規模経営に進めていくという方向はあるでしょうけれども、他方で、農政の重要な対象として、こういった小規模であり、また兼業である、そういった農業者に対してもさまざまな振興策が必要ではないかと思うんですが、この点についての認識をお伺いしたいと思います。

○石破国務大臣 先般、先生の御紹介をいただきました

まして、JA梨北の方々とお話をする機会をいただきました。私自身教えられることが非常に多かったですし、これだけ高い評価を得たお米というものをつくっておられる、特Aを四年連続して受賞されるということは、やはり相当の努力をしておられるんだろうというふうに思っております。

兼業で小規模なものはよくないんだということじゃなくて、そういうところでも、でもという言い方はいけないのかもしれませんが、特Aを四年連続してできるような、そういうようなお米がつくれるんだということは、本当に私どもが学ばべきことだというふうに思っております。

私どもは、大規模化だけどんどん進めればいいというふうには思っておりません。今副大臣からお答え申し上げましたように、そういうものをもっと売れるように、私どもとして御支援できるものはもつときめ細かくやってまいりたいと思えます。

特に日本の水田営農という形態を考えてみたとときに、そういう小規模の方々がちゃんとやっていたりということもあわせて考えていかなければなりません。そのときに、集落営農というものをどのようにして推進していくか、現場に合わないことを考えなければなりません。

また、水田・畑作経営所得安定対策ということもやっておるわけでございますが、それとは別に、産地確立交付金を活用した特色ある水田営農の展開、そしてもう一つ私が考えておりますのは、これかまた委員の方々にも御議論いただきたいわけがございますけれども、農地、水、環境保全向上対策あるいは中山間地域等直接支払いの

ように、小規模な農家さんも含めた地域住民の方々の役割を支援する、そういうようなものをどのようにして今後さらに拡充していくかということなんだろうと思っております。

私どもは、選別的なことをやるというつもりも全くございません。しかしながら、なべて直接支

払いを行うというやり方が本当に現実的なのだろうかということもちゃんと議論をしなければいけないことだと思っております。

その中であつて、申し上げましたように、農地、水、環境保全向上対策あるいは中山間地直接支払い、これは日本型の直接支払いとも言えるものでございまして、これをさらに拡充していくということは、また委員の御見解も承りながら考えていかねばならぬことなのではないかと思っております。

農家一軒当たりに対する直接支払いというのは我が国は物すごく少ないわけでございますが、農地面積当たりの直接支払いの額でいえば、ヨーロッパよりもはるかに多いわけでございます。これをどのようにして活用していくのかということについて、真摯な御議論を賜りながら、私どもとしてまた政策を充実させていきたいと思っております次第でございます。

○小野(次)委員 三月十日に、経済財政諮問会議だと思えますが、その場で石破大臣は発表をされていると思うんです。「農業・農村の潜在力を活かした新たな挑戦」というテーマだったと思うんですが、その内容について勉強させていただいたところ、大変意欲的な内容であるなという感じがいたしました。中でも、農業、農村の潜在力の例示として、太陽光エネルギーとかバイオマスなど未利用のエネルギーあるいは資源の活用策について、これは一つのエッセーというのか、頭の体操の面もあると思えますけれども、いろいろな活用策について書かれています。

この未利用のエネルギー、農村や農業が有している太陽光発電やバイオマスなどによるエネルギーなど未利用のエネルギー、資源の活用策について、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○石破国務大臣 まさしく委員御指摘のように、未利用のエネルギーあるいは資源の活用策、ここ

でいろいろな知恵を絞っていかねばいけないんだと思っております。

委員かねてから御指摘をいただいております太陽

光発電でございますが、農地一ヘクタール当たり年間六十万キロワットアワー程度の発電が可能だ、このように言われております。仮に耕作放棄地の一割に当たる四万ヘクタールにこの太陽光パネルを設置したといたしますと、あくまで計算上ですが、毎年二百四十億キロワットアワーの発電量が得られる。毎年二百四十億キロワットアワーとは何だと言われるんですが、これはどういう電力なのかというと、六百五十万世帯の消費電力に相当する。耕作放棄地の一割に太陽光パネルを設置すると、六百五十万世帯の消費電力に相当する発電量が得られる。六百五十万世帯とは何なのだと思いますが、東京都が六百十六万世帯でございますから、あくまで数字の話で、発電ロスとかいろいろなのを考えていかねばなりませんし、コストの計算ももちろんしていかねばならぬわけですが、それだけの発電量が可能であるということでございます。

こは、どのようにしてこれを活用するかということを実証しながらやっていかねばならない。我が国のエネルギー政策においてこのことは非常に重要だと思っております。農地における太陽光発電につきましては、遊休農地でありましても転用許可が必要だということになっておるわけでございますが、この制度の趣旨は踏まえて、地域ニーズを踏まえた施設整備の促進がどうできるか。これは党でもいろいろな御議論をこれから賜るというふうに聞いておりますが、これを我が国のエネルギー政策においてどう位置づけるかということをちゃんと考えていきたいというふうに思っております。

あるいは、その場で申し上げたことでございますが、植物工場というものがございいます。植物工場のメリットは何なのかという、いろいろな純粋なものがつくれるということでありまして、夢物語みたいな話ですが、花粉症が緩和されるお米、このお米を食べると花粉症の症状が非常に緩和されるというようなお米をつくらうとすると、植物工場などというものが非常に向いているとい

うこともございます。

いろいろな可能性にチャレンジをしながら、私どもとして、農山漁村の持ついろいろな潜在力を引き出すために、経済産業省その他ともよく連携しながら、従来になかった発想で取り組むことが必要なことだというふうに認識をいたしております。

○小野(次)委員 ただ、農地がそのまま発電所に使えるという話についてはいろいろな異論があるんだらうと思えますけれども、ちよつと余談になるかも知れませんが、私は、例えば物をつくる努力、物をつくる人と食べる人が今現在完全に分離してしまっているわけですが、そういうことがありがたみを感じさせないということにもなつてしまっているんじゃないかと思えます。あるいは、例えば水なら水というものが、私も経験したことはないですけども、遠くまで行って水をおけに担いで持ってくる人は、多分、水を使うときにも大事だと思ふ。そういう部分がだんだん現代はなくなつてしまつていく。

そういう意味でいうと、私は、農業で使うエネルギーというものを、広い意味で農村とか、あるいは耕作されていない場所を含めた農業地域で、自分たちで使うエネルギーはつくるんじゃないかというモラルという考え方というのは、一つの哲学になるんじゃないかと思うんですね。実際、農業でも、ビニールハウスの中の電源であるとか、あるいは、今私の地元も被害が大きいですが、いすけれども、猿とかイノシシとかに対する電さくのエネルギーだとか、そういった農業関係のエネルギーは、今大臣がおっしゃった、仮に耕作されていない耕作放棄地の一部を使つてもいいことについてはかなりの広い理解が得られるのではないかなと私も思っていますので、ぜひ今後ともそういう御検討を進めていただきたいと思うわけでございます。

次の質問に移りますけれども、農業というのはそういった農業生産という面がもちろん中心ではございますけれども、一方で、いろいろ考えてい

くと常に出てくるのは、環境と農業、あるいは国土の保全、さらには防災といった面もあると思うんです。ですから、効率化あるいはビジネスとしての農業ということばかり追求していくときに、忘れてはならないのはこういった農業の多面的な機能ということだと思ふわけでございます。今回進めておられる農政改革においても、このような機能をきちんと評価し、位置づけるべきだと私は思いますが、御認識をお伺いしたいと思ひます。

○吉村政府参考人 多面的機能の役割についてお答え申し上げます。農業、農村は、委員まさに御指摘のとおり、食料供給のみならず、環境や国土保全などの多面的な機能を有しております。これらは広く国民生活及び国民経済の安定のために重要な役割を果たしているというふうに認識をしております。こういった多面的機能が将来にわたつて適切かつ十分に発揮されるためには、農業の持続的な発展とその基盤である農山漁村の振興を図っていくことが必要であるということ、一つは、担い手育成や農業基盤の整備など各般の政策を行う、それから、中山間の直接支払い制度、さらに、農地、農業用水等の資源や環境を保全する地域ぐるみの共同活動への支援を行う農地、水、環境保全向上対策などを実施しているところであります。

しかしながら、先ほど大臣が冒頭御答弁申し上げましたように、農山漁村は、現在、人口の減少、高齢者比率の高まり、さらに生活基盤の整備のおくれ、地域管理能力の低下などに加えて、兼業機会もますます減少するなど、多くの問題を抱えております。

今回の農政改革においては、このような農山漁村の現状を踏まえて、農業、農村の有する多面的機能を適切に評価して、位置づけて、特に農村集落に対する支援の充実強化などの農山漁村対策や、農業、農村の潜在力を生かした新たな分野への取り組みを検討していきたいというふうに考えております。

○小野(次)委員 私はさつき、三月十日の経済財政諮問会議における石破大臣の「農業・農村の潜在力を活かした新たな挑戦」という資料に基づく説明についてもお尋ねいたしました。こういった新たな挑戦を促進するような農政改革でなければならぬと私は思ひます。

今月上旬でしたか、前半にも項目がまとまるというふうに聞いていますけれども、この改革の中でも、こういった新たな挑戦を促進するようなものになつていくというふうに理解しておりますけれども、そういう認識でよろしいのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○針原政府参考人 今月前半に検討方向をまとめさせていただきまして、今先生御指摘のとおり、農業、農村自身を元気にして日本の経済を底支えする、そういうものであるとともに、今御指摘になつたようなあらゆる可能性を、科学技術の力もかりながら、発揮するようなものにしてまいりたいと思つております。

○小野(次)委員 大臣にもう一問だけお尋ねさせていただきますけれども、今、事務方から割とざらつとしたお答えをいただきました。きのう事務方と意見交換をさせていただいたときにも、一方で大蔵省が経済財政諮問会議でこれだけ力を入れた説明をされているにもかかわらず、事務方からはそういう話は、知っているのか知らないのかみたいな話もございました。

もう一度だけ大臣にお伺いしますけれども、こういった新たな挑戦というのを、大臣のリーダーシップのもとで、今関係省庁も含めて進んでいるこの農政改革の中でもぜひきちんと位置づけられるようにしなければいけないと私は思ひます。

別に何も根拠がなくて言っているんじゃないかと、この特命チームのいろいろな検討過程を伺つてみても、最後にちよつとそのことに触れているだけで、決して何か新たな挑戦というほどの力が入っていないような検討をしている状況が見られるわけでございますので、大臣にもう一遍御決意をお伺いしたいと思います。

○石破國務大臣 大変失礼いたしました。

私は、潜在力が生かし切れていないとすれば、何らかの原因があつてそういう結果になっているんだらうと思つております。それはもう連綿たる政策の積み重ねなのですが、例えて言えば、木質バイオマスが何でこんなに利用されていないのか、ということに立ち返つてちゃんと議論をしないといけない。何で林道網はこんなに密ではないのだろうか、同じ山岳国家であっても、フィンランドとかオーストリアでは物すごく進んでいる、なぜ日本では進んでいないのか、そういうことまで立ち返つて議論をしていかねばならない。

やはり、大臣もそうですが、与党の方々の後押し、あるいは野党の方々のいろいろな御教導もいただきながら、これは政治主導でやつていかなきゃいかぬ話なんだろうと思つております。

潜在力って何なのというのをもう一度ちゃんと検証する。それを引き出すためには、お金なくしてできるお話ではございません。相当予算を投入していかなければならないでございます。そこにおいて一体何が実現されるのか。それは、夢物語じゃなくて、先ほどの花粉症を緩和するお米にしても、あるいは木質バイオマスの利用にしても、こういうこういうことをしてこれを実現するんだという目標を共有しながら、それに向けて政策が本当に実現されているか、予算措置がきちんとなされているかということは、やはり財政民主主義の観点からも検証していかなければならないことだと思つております。

農政改革の大きな柱として、潜在力を最大限引き出すというような戦略を正面から出していかねばならない。ただ、それが、今までどうしてこんなことになったのかという検証を伴うものでなければいけないと思つておまして、さらによいものを出すように私どもとして努力をしてまいりたいと存じます。

○小野次委員 大臣、どうもありがとうございます。今そういうお話を伺つて、期待をしております。

ので、政局の方はいろいろ話題が絶えませんが、でも、ぜひこの農政改革の方は、きちんとした、私は当選一回ですけれども、自分としてもこの間において一つの仕事にタッチできたと思えるようないい結果になることを期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○遠藤委員長 次に、石川知裕君。

○石川委員 民主党の石川知裕でございます。

きょうはこの後、委員長提案で、JAS法の一部改正によつて、たび重なる原産地偽装表示に関して直罰規定を盛り込むということで、起草をなされるということでございます。

この食品偽装問題、一昨年北海道で、ミートホープの事件、また白い恋人の事件もございまして。北海道から食品偽装の問題が大きく始まつていったわけでありまして、その後、ことしに入つてからも、やはり原産地偽装を含めて、なかなか食品偽装の問題が後を絶たない。もちろん、全国で二十人に及ぶ食品Gメンの皆様方の活躍、また、農林水産省の方々も本当に時間を惜しんで粉砕砕身頑張つておられるとは思いますが、でも、なぜこの食品偽装の問題が後を絶たないのか、副大臣がこの点に関しては御専門だということでありましたので、御見解をお聞きしたいと思います。

○石田(祝)副大臣 私は、特に専門というわけではありませんが、農林水産省でこの対策の本部長をやつておりますので、そういうことで御評価いただいたと思いますが、お答えを申し上げます。

今委員が御指摘いただきましたようなことは、やはり企業として許されるものではない、私はこのようにまず思つております。

そういう観点から、平成十九年十月に食品の信頼確保・向上対策推進本部を設置いたしまして、食品業界のコンプライアンスの徹底を図るとともに、食品の表示の適正化のための取り組みも推進をしてきております。

具体的には、コンプライアンスの確保を図るため、平成二十年三月に、食品関係事業者のコンプライアンスの確立に向けた具体的な取り組みの方向を示した手引、こういうものを策定いたしました。食品関係事業者がこれに即した取り組みが行えるよう、全国各地で信頼性向上セミナーを開催してまいりました。

例えば、平成二十年には、全国二十六会場で約二千名の参加をいただきまして食品業界のセミナー、また、食品関係団体の要請に応じた無料講師派遣の実施、こういうものも行つております。平成二十一年度につきましては、要請がありました団体にはすべて講師の派遣もする、こういうことも今考えております。

また、食品表示の適正化に関しては、JAS法に基づく指示、公表の指針として、一つは、指示した場合にすべて公表すること、二つ目は、表示の根拠となる書類を意図的に廃棄していると認められるなど品質表示基準違反の蓋然性が高い場合には指導を行ったときでも公表すること等の考え方を示しまして、本指針に沿つて全国的に整合性のとれた運用を行うよう都道府県に要請をしたところでございます。

今までは、指示した場合には原則として公表すると、原則という言葉が入つておりましたので、各都道府県でそれぞれ受けとめ方に若干差がございました。これにつきましては、一月二十九日に推進本部を開きまして、原則という言葉を取りまして、公表する、こういうことで徹底をいたしております。

残念ながら、これはまだ周知が完全というところまではいっていません。ところどころもありまして、千葉県のアサリの問題で、この原則が取れているという認識がどうもなかったのではないかと、こういう事例もございましたので、これにつきましては再度しっかりと徹底いたしました。食品事業者に対する消費者の信頼を回復できるように指導してまいりたいと考えております。

○石川委員 従来、この食品の偽装の問題、各都

道府県で、今副大臣からお話がありましたように、それぞれ指示、公表すべきところを、公表している県と公表しない県、以前、クエの偽装問題があったときも、公表している県と、していない県、それぞれ対応が分かれておりました。

こうしたことが起きないようにということで、一月に、「JAS法に基づく指示・公表の指針の改定について」ということを行つたと思うんですが、けれども、県域業者の場合、それぞれの県の対応によつて下される処分が違つてくるわけでありまして、千葉県のことは後でまた質問しますけれども、文書指導及び行政指導にとどまった件数と、お答えをいただきたいと思ひます。

○竹谷政府参考人 お答え申し上げます。今委員から御指摘の都道府県の非公表なり、あるいは指導にとどまった件数でございますけれども、実は、県域業者に対します対応につきましては、都道府県におきまして、都道府県の自治事務としてなされていくわけでございます。したがって、都道府県の方から私どもの方に報告が上がつてこないということでございますので、指導した件数の全体像というのはなかなか把握していないというのが率直なところでございます。

ただ、平成十四年に前の古い指示、公表の指針をつつて以来、去年の夏の段階で約六年半ほどたちますけれども、その間におきます運用状況を都道府県にお願いいたしまして調査をしたわけでございます。

そうした中で明らかになってきた点は、従前の指針におきましても本来指示をして公表すべきであったにもかかわらず、都道府県の御判断で指導にとどめ、非公表になっていたというものが、二十三の地方公共団体におきまして五十四件あったというのが一つございます。

また、都道府県において指示まで至つたにもかかわらず、先ほど副大臣から申し上げましたように、原則公表となつておりましたので、その原則

の例外であるということで公表をしなかったというケースもございまして、これは十三の地方公共団体におきまして十八件あったということでございます。

ちよつと直接的に全体の数字はつかんでおりませんけれども、こうしたような形で、従来なかなか徹底していなかったところがあるわけでございます。

○石川委員 今回、千葉県が県内の業者の産地偽装を知りながら、JAS法に基づく改善指示をせず、公表もしなかったとして、農水省は三日、千葉県に対し、速やかに同法に基づく指示や公表を行うよう文書で指示したということでありますけれども、合同調査で三回入っているということでありましたが、この千葉県における事実関係をお答えいただきたいと思ひます。

○竹谷政府参考人 お答え申し上げます。

今回の千葉県におきましては、生鮮の水産物、すなわちアサリでございますけれども、これらの産地偽装が行われたわけでございます。これに関しまして、私どもの農政事務所と千葉県とが一緒に調査をしていったわけでございます。

そうした中で、事業者の方からのやりとりの中で産地偽装の事実というのが確認されたわけでございますので、当然これは私どもとしては指示をすべき事案であるというふうに考えていたというケースであったわけでございます。

しかし、千葉県におかれましては、これについて事実関係で説明されていない点があるということで、文書で指導をしたというのとどめた。したがって、公表もしなかったという事実関係にあるわけでございます。

ただ、そうしたような状況でございますが、私どもと一緒に合同調査もいたしておりますし、そして先ほど副大臣からも申し上げましたように、ことしの一月に指示、公表の運用指針も改めました。そういうことに照らせば、やはりこれは指示、公表すべき事案であると私ども考えております。

すので、千葉県に對しまして、直接文書で、指示、公表すべき事案であるということを要請し、またそういう要請をしたということを公表させていただきます。いたしたい次第でございます。

○石川委員 今のお話ですと、三回合同調査に入つて、農政事務所と千葉県が調査をした。農政事務所としては、産地偽装であるという事実が確認された、千葉県の方では、そうではない、まだ確認しなければいけないと、見解が分かれたということでありました。

千葉県側が事実確認されていないとしていたわけですが、その千葉県の方の考えと農水省の考えが分かれて、農水省としては、いや、これは事実が確認されたとなつたわけですから、なぜ千葉県は事実が確認されていないという主張をしたのか、そのあたりは聞いていらつしやいますので。

○竹谷政府参考人 お答え申し上げます。

千葉県側におきましては、やはり事実関係の説明を十分に得ていないというのが千葉県側の認識でございます。そこにつきまして私どもと意見が違ふということでございますので、同じ事実関係ではあるんですけれども、ちよつと認識の受けとめ方が違ふというところがございますものから、そこにつきまして今回文書でも要請をいたしましたし、そのことを踏まえましてよく意見交換をして、千葉県としてよく事実関係の説明をしていただきたいというふうに思つてゐる次第でございます。そこはちよつと受けとめ方の違ひという点でございます。

○石川委員 今の局長のお話ですと、同じ事実関係で受けとめ方が違ふ、認識が違ふということでありましたけれども、今まで全国でいろいろな食品偽装問題が起きて、その中で、広域業者の場合は、農林水産省が、農政事務所が、食品Gメンさんがいろいろ頑張つて調べられる。しかし、県域業者の場合はその県独自の判断で行うものですか、その中で、手心を加えるのかどうかわかりませんけれども、どうしても甘い処分になつてしま

う。だから、全国の広域業者の方々から見ると、県域業者に對する処分が甘いんじゃないのかという不満があつたと思ひますし、また、非常に不公平である。また、多少抜け穴になつてゐる部分もあるということで、ことしの一月に運用指針の改正をして、そして今回、千葉県の事案において農水省が要請をしたということでもあります。

今までそれぞれの都道府県で県域業者に對する行政指導というものの件数は自治事務なのでわからないということでありましたけれども、今回の千葉県と同じような事案がたくさんあるのではないかと、これが考えられるわけでありまして、今回の千葉県の場合は、同じ事実で農水省と千葉県との認識が違ふということでありまして、一月の改善を受けて、まず一件目、こういうことが出てきたわけでありまして。

そこで、副大臣にお尋ねしたいんですが、今、今回の事案を受けて、今後農水省としてはどのように対応していくのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○石田(祝)副大臣 先ほどお答え申し上げましたとおり、一月に、原則という言葉を取つて、公表する、こういうことにしたわけでありまして、公表する、残念ながら、指示をした場合は全部公表する、こうしたことがやはりそのとおり受けとめていただけていなかった、こういうことではないかというふうに思つております。

ですから、これは一月の末という指示でございますので、これから、そういう千葉県の例があつたということの一つの私たちの教訓といたしまして、やはりこの食品の問題については、県域であろうが全国事業者であろうが、ある意味では同じスタンダードでしっかりとやっていただかきやらない。これについては再度徹底をしてまいりたいと思ひます。

○石川委員 この千葉県の事案というのは非常にわかりやすい事例でありますので、せつかく一月に運用指針の改正と、また、きようこれからJAS法の直罰規定が起草されるということでありま

すので、農林水産省の皆さん一生懸命頑張つておられると思ひますけれども、現場でまじめに一生懸命生産をしている生産者の方々、そして対価を払つてゐる消費者の方々のためにも頑張つていただきたいと思ひます。

次に、この食品の偽装問題、後を絶たないわけでありまして、不当に得た利益に比べて、それに対する罰金、料金が少ないように思はれるという声もあるわけですが、この件に関して、一般論で構ひませんが、農水省としてはどのように考えておられるのか。それぞれ、食品偽装の場合はJAS法、食品衛生法、景品表示法、不正競争防止法等で取り締まられるわけでありまして、一般論で構ひませんので、お答えをいただきたいと思ひます。

○竹谷政府参考人 お答え申し上げます。

JAS法におきまして品質表示基準を定めておりますけれども、この品質表示基準は、もとより一般消費者の選択に資するという観点が目的であるわけでございます。そうしたことから、私どもといたしましては、不適正な表示があつた場合に、これを早く是正していただくということが何よりというふうに考えていたわけでございますので、先ほど来委員からも御指摘いただいておりますように、指示、公表という形で早期の是正を図つていくということをベースに置いております。

しかし、公表をされますので、これは報道機関などによつて大きく報道されますし、また、場合によつてはその公表された事業者というものは破産に追い込まれるというような形で、一定の社会的なペナルティーを受けているというふうに考えております。JAS法は、まずこの早期是正をするということ、そしてこういう一定のペナルティーがあるというふうに受けとめてゐるわけでございます。

そうした中で、私どもさらに、警察と連携をするという協定を平成十九年の十一月に結んでおりまして、特に悪質な案件につきましては早期に事案の情報を警察に提供するという取り組みをして

しかしながら、例えばウナギの偽装問題、魚秀さんというところが去年ウナギの偽装を行って、一説によると、報道機関によると、ウナギの偽装

はないのかなと思います。これでは、JAS法
改正だけではなかなか食品偽装はおさまらない
ということになるわけです。

ＪＡＳ法の問題はこれで終わりました、次に、四月二日、参議院におきまして提出をされた農協

とが一番それに資するものであるかということについて、極めて公平公正に行われているのではないだろうかという認識を私は持っております。そ

これは私の県においてそうなのかもしれません。だとするならば、農業協同組合法でそのように定められておる、これに加えてそこに新たな制限を課するということが果たして適当なのかどうかということについて、私としては、慎重な検討が必要だということを答弁申し上げました。それはこの場におきましても変わるものではございません。

○石川委員 鳥取県の農協というのは非常にすぐれた農協なのかもしれません。全国のはかの農協では違うという声が多く寄せられていると思いますけれども。

四月三日の農業新聞で、「政治活動の自由侵すな」と。きょうは時間がなかったのですが、資料として配る準備ができなかったのですが、私どもは、政治活動の自由を侵すために今回の法律案を提出したとは思っておりません。

今大臣は、どの党の考え方がすぐれているのかということと農協が判断してそれぞれ政治活動を行っていく、主張を行って、聞いていただけるのはどこかということと農協がそれぞれ判断をしていくということだと思っておりますけれども、農協自体、いろいろな考え方の組合員の方がいらっしゃると思います。自民党を支持していらっしゃる方、民主党を支持していらっしゃる方、社民党、共産党、国民新党さん、公明党さん、それぞれたくさんの方の政党の支持者の方がいらっしゃると思います。

実は私は、中選挙区時代から、私の選挙区で二十一年ぶりの野党議員なんです。私の前に、二十一年前に当選されていた方というのは、幕別町農協というところの組合長さん、そして上士幌町農協の組合長さんと、農協の組合長さんが二代続けて、社会党の議員として、協同組合原則で農家の声を吸い上げるように頑張っておられました。

二十年たつて、昔と比べて今の農協活動というのは、随分とこれは変化しただけではないかと思えます、鳥取県では変化していないのかもしれない

が。大臣、どうでしょうか、二十年前と比べても農協の政治活動というものは変化をしておりますんでしょ、お答えをいただきたいと思えます。

○石破國務大臣 昔の記憶を思い出してみますと、私、鳥取県がすべてだとは思いません、ただ、ほかを余り存じませんのでこういう言い方になるのかもしれませんが、例えば、私の選挙区は全県区で、野坂浩賢先生という方がおられました。村山内閣で官房長官をなさり、あるいは建設大臣もその前になさった方でありまして、非常に農業に御造詣が深い方でありまして、日本社会党の議員として当委員会にも籍を長く置かれ、本当に情熱を傾けてこられた方でありました。やはり、それがどういいう形をとるか別にして、本当に農業者の心を理解し一生懸命やっていると人に対して組合員がそれぞれ支援をするということとは、私はあつたような気がいたしております。

この二十年においてどう変化したのかというのは、やはり食糧法というものがなくなつた、食糧法というのに移行していった。当時、米は百姓の給料だという言葉がございました。米価運動というものがございました。私は、自分自身もその中におりました、米価を決めるときは三日三晩徹夜をしたものでございます。

そこにおいて、農協運動の中核の一つは米価闘争であつたように思います。それが、食糧法というものがなくなり、食糧法というのに移行していった。その過程においてかなり光景は変わつてきたという印象は、印象を申し上げて恐縮ですが、持っております。

そのことをどう考えるかということが底流にはあるのだと思っておりますが、基本的に、農業協同組合が協同組合の原則のつとめていろいろな活動をする、そこにおいて制限を加えるということの是非が、どの党に有利だとか不利だとか、そういう話ではなくて、それは協同組合というものの性質にかんがみてどうなのだろう、そして、いろいろな協同組合がございしますが、それぞれの立

法趣旨等々を勘案してどうなのだろうというような議論が参議院で行われたように記憶をいたしております。

二十年前と比べてどうなのだと云われたので、光景はかなり変わつてきたという、印象めいたことを申し上げて恐縮ですが、私はそのように思っております。

○石川委員 過去の農協の政治活動として選挙活動に関する議事録というのを、私も取り寄せて読ませていただきました。きょう、川内先生がこれから御質問されますけれども、昨年、川内先生または細野先生、それぞれ、他の協同組合、消費者協同組合、また商工会議所、そして中小企業組合等々に書かれてある政治的中立を行うということに關して、ほかの組合等との違いや、または考えといふもの、この委員会でも多く議論されてきたと思ひます。

今、二十年間の中でどう変わったか、印象的には米価の問題含めて変わつてきたのではないかとはいふ大臣のお話でありましたけれども、私自身は、昔の方々に話を聞くと、その社会党の先生が自分自身が農協の組合長としてこの国会の場で仕事をしていたときと比べると、昔と比べると特定政党に対する肩入れが余りにも大きくなり過ぎたといふお話をよくお聞きいたします。当時は、各農協、農協の付随施設、個別のことを言うのは時間もないので一例だけ、例えばポスターを張つたりだとか、運動に動員をかけたとか、かつてとは比べ物にならないぐらい、余りにも選挙活動において傾斜をし過ぎていたのではないのかなといふ声をよくお聞きいたします。私自身も、そうではないのかなと非常に感じていたわけであり

ます。

農協の活動について、農水省としても、今までも、あり方の検討委員会とか、研究会をいろいろなされてきたと思ひます。今回のこの農協法に關してもそうでありまふけれども、農協の活動に關して、例えば農水省としてアンケートなり、または現場の生産者の声、今回、民主党の一部の議員

のところに、生産者の、生産現場の切実な要望を実現させる主体的な活動としての政治活動を民主党の今回の法案は妨げるものではないかという抗議文が農業生産者の団体から来ているわけでありまふけれども、私は、一人一人の現場の方々とお話をすると、このような声とは違つた声をよくお聞きいたします。

私は、今の農協のあり方といふもの、今回法案を提出したわけでありまふから、ぜひ現場の生産者の声を農水省としてきちんとお聞きいただきたいと思ひます。これは経営局長でよろしいんでしょうか、お聞きをしたいと思います、いかがでありますでしょうか。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

まず最初に、農協の事業についてでございますけれども、農協の行います事業等につきまして、農林水産省といたしましてその運営等について必要な指導を行うこと、これは当然でございますし、また、そのあり方について検討していくのは当然だと思ひます。

しかしながら、一般的な政治活動に關しまして、例えば行政として実態調査を行うといふようなことにつきましては、政治活動の自由にかかわるといふ部分におきまして、行政との関係からも慎重な判断を要するといふふうにて考へております。

○石川委員 今回の問題で、報道でもそうでありまふけれども、私どもは、別に普通の農政協による政治活動を制限するといふことは決して言っておりません。農業協同組合の政治活動には、大きく分けて、農政活動と、選挙に際して特定の候補者、政党を支持、応援する選挙活動の二種類が想定をされるわけでありまふけれども、余りにもこの選挙活動に關して、個々の組合員、それぞれいろいろなお考えのある組合員の方々の意思とは別に、特定の政党に選挙活動が傾斜をされているといふふうにて、今私自身は少なくとも思ひます。今、事実だといふ筒井先生からの発言もありましたけれ

ども。

最後に、大臣、選挙活動に関して、私自身は特定の政党に偏り過ぎていたのではないかと思いますけれども、もう一度、今回の農協法に関してそういう嫌いはないのかどうかお答えをいただいで、私の質問を終わりたいと思います。

○石破国務大臣 私自身、全国のすべての農協について承知をいたしておるわけではございません。それはやはり、それぞれ組合員の方々が、民主党を支持されたり、あるいは共産党を支持されたり、社民党を支持されたり、いろいろな方がおられるんだろと思ういます。組合員に対して不利益があるというようなことは決してないし、そういうことは実際にあるべきでもないし、ないと承知をいたしております。

そしてまた、いろいろな要求を実現するためにどこがよいのかということ、きちんと議論をされた上でそういうことを御判断なさるということについて制限を加えることに、私どもとしては慎重でありたいというふうに考えております。

それぞれの組合員の方々の自由な意思というのが協同組合の運営において最大限生かされるように協同組合というのは運営をされておるというふうに承知をいたしておりますが、またいろいろな事例がありますれば、御教示を賜りたいと存じます。

○石川委員 自由な意思を確認してもらう一度質問したいと思しますので、よろしく願います。ありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 川内でございます。委員長、理事の先生方の御許可をいただいて発言をさせていただきます機会をいただきましたことに、まず感謝を申し上げます。

私も、今の石川議員の質問に引き続き、農協のあり方について、農水省そして農水大臣と議論をさせていただこうというふうに思っております。農協の政治的な自由というものを私は否定いたしません。政治活動は自由であるべきだ、それは

どんな人も政治活動は自由であるべきだというふうに思っています。他方で、政治的中立という言葉と政治的自由あるいは政治活動の自由という言葉は、その意味合いを異にするのだらうというふうに思っております。人間というのは往々にして、余り一生懸命になり過ぎると、えてして行き過ぎた面が出てくるわけでございます。

最近の農業を取り巻く状況が非常に厳しくなってきた、国際関係においてもWTO交渉で厳しい交渉をしていかなければならない、国内的には農業の衰退を示す各種の指標が統計資料で次々と出てきている、そういう中で、農協幹部の皆様方がどのような活動をしていけばよいのか思い悩んでいらつしやるというのは、私もわかります。だからこそ、みんなで議論をしながら、日本の農業というものをどう成長、発展させていくのかということについて、真摯な、そして激しい議論が必要なんだろうというふうに思いますし、そういう中でのこの農協の政治活動のあり方というものもあるのではないかとこのように思っています。

実は、きのうの午後、私の地元鹿児島県の後援会事務所に、鹿児島県のJA中央会の常務理事さんと農政課長さんが、テレビカメラを二台、記者さんを十名引き連れて押しかけていらつしやうて、参議院で農協法の改正案が可決をされたことに抗議をする「民主党の農協法等改正法案に関する抗議」と題する文書を置いていかれました。

実は、この常務理事さんというのは、前の中央会の農政部長で、民主党がこの間、鹿児島県の県産品、特産品である黒豚あるいは黒毛和牛についてのブランド化に果たしてきた役割とか、あるいは米国産牛肉に対する民主党が果たしてきた役割をかねてより高く評価をしていらつしやる方で、多分、おまえ、抗議に行つてこいと理事長なり会長から言われて、職務上、抗議文書を持っていらつしやうたんだらうと思うんですね。私は、そういう彼の、その常務理事さんのきのう私の事務所いらつしやうたときの胸中を察するにちよつと余りあるというか、やはりこういうところに農

協の政治運動の問題というのがあるのではないかとこのように思うわけでございます。

例えば、鹿児島県の農協の皆さん方の中で、JAの職員の方がJAの支店長さんから命ぜられて勤務時間中に、農協の融資先リストを持って特定政党の政治活動用のポスターを張らせてくれという依頼をして回っているという実態。実は、このことについては衆議院の財務金融委員会が昨年の十月三十一日に私、質問をさせていただいて、金融庁からは「一般論として申し上げれば、御指摘の行為というのが、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱った場合には、個人情報保護法及び同ガイドラインに抵触するものでございます」という答弁がございました。

そこで、改めてお伺いをいたしますけれども、JAバンクの支店長さんが、融資先リストを持って勤務時間中にJAバンクが融資している融資先のお宅に行つて、特定政党あるいは特定の政治家の政治活動用ポスターを張つて回っている行為は、個人情報保護法違反に当たると思いますが、農水省の御見解を承りたいと思います。

○高橋政府参考人 まず、個人情報保護法との関係でございますけれども、御承知のとおり、個人情報保護法十六条では、五千人以上の個人情報を取り扱う事業者は集めた個人情報を、先ほど金融庁の御答弁にもありましたように、本人の同意を得ないで、集めた目的以外の目的に使用してはならないというふうに定めているところでございます。

したがしまして、一般論をいたしまして、農協を含め事業者が顧客リストを、あらかじめ顧客本人の同意を得ないで、リスト作成に当たつて特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてこの個人情報を取り扱うことは、個人情報保護法に違反すると考えられるところでございます。

○川内委員 今、個人情報保護法の違反に当たるという御答弁があったわけでございますが、この件は私自身が現場で確認をしたことございま

す。大臣、必要な事実関係の情報は提供させていただきますので、まず事実関係を御確認いただいで、事実関係が確認できたなら、指導官庁として厳正な措置をとるべきことであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○高橋政府参考人 まず、事実関係の件でございます。前回、川内委員からも御指摘がございました後、農協等の指導監督行政庁でございます鹿児島県に照会したところ、今のところこのような事案については県としては承知をしていないというふうに回答を得たところでございます。

しかしながら、いずれにいたしましても、先ほど来申し上げておりますとおり、法令違反等の実態がある場合には、当然のことながら、行政庁を通じて指導監督が行われるべきものというふうに承知しているところでございます。

○石破国務大臣 今、経営局長からお答えをしたとおりでございますが、事実関係というものは、まず第一義的に鹿児島県において把握されるべきものというふうに承知をいたしております。

私どもとしても、先ほどあくまで一般論でお答えをいたしたところでございますが、そういうことについては望ましくない、好ましくないというふうに考えておまして、事実関係をきちんと把握するということにおいて、また鹿児島県とよく協議をして、きちんと法令が遵守されるようにしていくことは行政庁として当然のことだと思っております。

○川内委員 大臣、不思議なことに、鹿児島県からは私のところには全然問い合わせもないんですよ。川内さん、どうだったんですかとちよつとでも聞いてくれると、ほかにもいっぱい事例を私は収集しておりますので、いろいろお話ししようもあるんですけれども、全然聞いてくれないんです。

本当に鹿児島県は調査しているんですか。では、無視されているんですかね。

○高橋政府参考人 先ほど来お答えいたしております

ます、昨年委員からも御照会ございましたそれに
つきまして、県当局に照会したわけでございます
けれども、現時点までの間で当該事実は確認され
なかったというふう聞いておるところでござい
ます。

いずれにいたしましても、ただいま大臣がお答
えいたしましたとおり、いわゆる農協の監督行政
庁でございます県を通じて、そのような事態
がはつきりした段階において必要な指導監督は行
われるべきものというふうと考えております。

○川内委員 僕は、農協の政治活動というのは、
農協の声の大きい一部幹部が主導して強引にやら
せているものであろう、大多数の組合員は、それ
を苦々しい思いで見ているのか、仕方ないと思
いながら見ているのか、あるいは無関心なのか、
それはわかりませんが、とにかく、一部幹部が主
導して強引なことをさまざまにしていられつしやる
んであろうというふうに思うんですけれども、例
えば、農協と出入りの業者さんたちがいろいろな
取引をしますね。その取引関係を利用して後援会
名簿を依頼する、集めさせる、あるいは電話動員
などに参加させる、これらは何か法律上の問題
がありますか。

○高橋政府参考人 法人一般の行います政治活動
につきましては、政治資金規正法等の範囲内にお
いてその活動の自由を有するところとござい
ますので、他の法令等によります特段の規制、
そういったものがない限りにおいては許容される
というふうに認識しております。

○川内委員 取引関係を利用して後援会名簿を集
めさせる、あるいは電話動員に参加させる、こ
れは問題ないんですか。

○高橋政府参考人 今申し上げましたとおり、
個々の政治活動の態様について、農林水産省とい
たしましては、その判断というものについて行
う立場にはございませんけれども、政治資金規正法
等に反しない限りにおいて行われているものにつ
いては、その活動の自由を有するというところで
ございます。

また、そのほかに、さまざまな法令等の枠が、
規制がございます。したがって、そのような
法的な規制の枠の中、例えば先ほど指摘がござ
いました個人情報保護法というような規制の枠もあ
るわけでございますけれども、そのような他法令
の枠、そういった規制の中に行われるものにおき
ましては、原則としては許されるというふうにと
認識しております。

○川内委員 いや、ごくごく抽象的にお答えにな
られましたが、私は、一般論だけでも、想定し
得る事態としては具体的な事態を申し上げてい
るわけです。取引関係を利用して集会へ動員する、
後援会名簿を集めさせる、あるいは電話動員に参
加させる、これらのことは、これは商取引では
ないですからあれですけども、例えば農協のあ
り方研究会では、「組合員・会員に対して、その
意思に反して系統利用を強制することは、不正
な取引方法となるおそれがあることを周知する」
と。要するに、強制しちゃうだめよ、いろいろなこ
とを強制しちゃうだめなんだよということをこのあ
り方研究会では言っているわけですね。

取引しているから、後援会名簿を集めていい、
あるいは集会にも人を出せ、あるいは電話かけや
るから人を出して電話かけろということが、農協
の活動のあり方として正しいあり方なんです
か、農水省としては、それはいいことだ、どん
やんなさいということなんですかということを聞
いているんです。

○高橋政府参考人 御指摘の点につきましては、
例えば、事業者がその優越的な地位を濫用して行
うような態様については独占禁止法等で規制され
ているわけでございます。したがって、事実
関係がそのような実態になっているのかどうか
等々について詳しく、個別のケースに応じて判断
されなければならぬと思っております。

なお、先ほど来委員が御指摘されました、例え
ば不当に取り扱う差別的取り扱いにつきまして
は、協同組合におきまして組合員に対する差別的

な取り扱いが基本的に禁止されている、これはも
う当然のことでございます。

○川内委員 大臣、例えば農協の職員なんかで
も、私を応援しますよということでは私の会など
しよつちゅう顔を出す職員の方もいらっしゃるわ
けですね。ところが、選挙とか、選挙が近くな
ると、その人まで集会に動員されたり、あるいは電
話かけに動員されて、これは職務上命令されるみ
たいな形で電話動員に参加させられたりするわけ
ですけども、こういうのは農水省、どうなん
ですか、許されるんですか。

○高橋政府参考人 農協の政治活動と農協の職員
との関係でございますけれども、例えば、農協職
員が勤務時間中にどのような行為まで許されるか
等々につきましては、各農協が定めております就
業規則において規定されますが職務規律に照らして
個別に判断されるべきものでございます。

当然のことながら、農協については農協法にお
きまして都道府県が指導監督されることとされて
おります。また、就業規則、職務規律につきま
しては労働監督行政の監督部局により担当されるべ
きということでございます。それぞれにつきま
しては、それぞれの所管部局が個別事案について
判断するというところでございます。

いづれにいたしましても、一般論といたしまし
ては、職務規律に違反している事態があれば、農
協の場合には監督部局を通じて是正のための指導
というものが行われるということでございます。

○川内委員 非常に奥歯に物が挟まったとい
うか、日本の農業が抱える問題を解決していくに
は、やはりその中心的組織である農協がしっかり
しなければならぬというの、これは論をまた
ないというふうなふうに思っています。

さまざまな農業に関する指標は次々と悪化を示
しているわけです。例えば、耕地面積はどんどん
減っています。減反面積も、最近では生産数量を減
少させる量でいうらしいですけども、どっちに
したって減反面積は拡大している。休耕田も拡大
しています。専業農家も減り続けています。さま

ざまな数値が悪化している。
そういう中で、農協の組合員数だけはふえてい
る。これは農水省、そうですね。

○高橋政府参考人 今ちょっと手元の数字を調べ
ておりますけれども、基本的に、農協の組合員数
については、最近においても微増しているところ
でございます。

○川内委員 だから、組合員数だけがふえていく
中で、その他の指標は生産額を含めて、農協法に
は農業生産力の増進というものが目的の中に入っ
ているわけですけども、生産額も落ちている。
ほかの数値は全部落ちていくにもかかわらず、組
合員数だけはふえています。

全体的に見れば、国民の皆さんの理解というの
は、日本の農業というのは担い手がいなくて大変
だな、将来どうなるんだろうというふうな思っ
ているわけですね。

農水省 六十五歳以下の担い手のいる専業農家
の、すべての農家戸数の中に占める割合はわか
りますか、今。

○高橋政府参考人 今、直接のお答えにならない
かもしれませんが、基幹的農業従事者の六
十五歳未満の数については、四割ということ
でございます。(川内委員「何の中の」と呼ぶ)基幹的農
業従事者に占めます六十五歳未満の数でござい
ますけれども、基本的には四割というところまで達
しているところでございます。

○川内委員 いや、総農家戸数の中で占める割合
は。

○石破国務大臣 あるいは委員の御質問の意味を
私が取り違えてお答えしたら恐縮なのですが、私
が認識をしておりますのは、専業農家と言われる
中で、その中で六十五歳未満の者がいる割合は
九・五％と承知をいたしております。

○川内委員 大臣がおっしゃるとおりでございま
す。だから、「農協改革の基本方向」というこの農
協のあり方についての研究会でも、農協が「組合
員のための組織」というよりも、「組織のための組
織」という色彩を強め、と断定しているわけでは

それはなぜかというと、「農業者（特に担い手）」、担い手に対する施策が不十分だからであるということを書いてあるわけですね。担い手というのは、いわゆる今大臣が御答弁された、専業農家であり、かつ六十五歳未満。要するに、国民の皆さんにわかりやすく言えば、若い人たちが農業を一生懸命やって、その人たちを農協が一生懸命支えているよという姿勢にしていけることが、日本の農業を再生させる、あるいは成長、発展させていく唯一の道だと私は思いますよ。

○高橋政府参考人　農協法におけます農業者でございませうけれども、農協法におきましては、具体的には農協の構成員について、組合員でございませうけれども、農業を営む個人という形になっております。

実態的な形で申し上げますと、先ほど来委員御指摘のとおり、現在、農協については、全国で総合農協は七百五十あるわけでございますけれども、一農協当たりの組合員数は約一万一千人にも

しましたが、現在の総合農協の実態を見てまいりますと、構成員から見ますと、主業農家からいわゆる副業農家まで、あるいは専業農家から兼業農家までの幅広い農業者を対象とするとともに、さらに多数の地域住民から構成されているというふうに認識をしているところでございます。

では、現在の農業就業人口と日本全体の総農協組合員数は何人かということとを、それぞれ数字を二つ言ってください。農業就業人口は何人です、組合員数は准組合員まで入れて何人ですということとを言ってください。現在のがわからなければ、二〇〇五年とか二〇〇六年で結構ですから。

一方、農協におけます組合員数でございますけれども、十八年度の総合農協統計表の出版でございまして、これはちよつと古うございますけれども、組合員数で九百三十二万二千四百三十一人、うち正組合員数が四百九十四万二千二百人という数字でございます。（発言する者あり）

それで、さつきから西川先生がいろいろおっしゃっているけれども、私は、高齢化された農業者の皆様方が精魂込めて丹精をされる農産物も大事にしなければならぬという気持ちはきちんと持っております。他方で、農業の将来というものも

先ほどから農水省の事務方、局長さんの方から、農業者の個別の定義についてはそれぞれ単協の定款で定めるのだという御説明があったわけでございます。それでは私は本当に日本の農業を再生させていくことにつながらないのではない

ぜひ農協法の農業者の定義というものを明確にするための議論をしていただきたいというふうに思います、大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

を担い手中心にいわば純化することも一つの考え方であります。しかしながら、この方向を追求することは、事業規模が失われる、あるいは農業者及び地域住民への総合的なサービスが提供できるという農協のメリットが失われかねないということでありまして、農業者及び農民の定義を見直す

つまり、委員がおつしやいます担い手集中ということと、小規模の、特に水田営農をやっておりますもので、ヨーロッパのような酪農、畜産とはちよつと違うのですね、これをどう両立させていくか。ですから、担い手に集中させるべきだとい

ただ、委員がせっかく農協法について御言及なさいましたのであえて申し上げておきますと、農協法ができたときの農業者のイメージというのは、恐らく均一のイメージだったんだらうと思っ

それでは、農協法の第十六条だと思いますが、一人一票制というのが定められている。これは、やはり組合員平等の原則から導き出されるもののだと思っております。私はそれを否定するものでも

これから先、本當に、農業が持続可能性を回復していくときに、農業協同組合のあり方をどうすべきなのかということは、ともに農業の発展を願う者として虚心坦懷に議論をしていくということ

これから先、十年先、二十年先を見据えていろいろな議論が必要となつてまいります、そのときに、農業協同組合あるいは協同組合の組合員平等の原則というものを、ここをどのように考えてい

くべきなのかというのは、かなり根源論だろうという認識を持っております。

○川内委員 農業を考えるとときに農協を無視して考えることはできない、そしてまた、一生懸命頑張っている人たちもいるということは私も認識をしております。

昨年の九月十五日、リーマン・ブラザーズが破綻をした。世界の状況は、昨年の九月十五日を境にしてもう全く違う世界が今後始まるんだというふうに思うんですね。これは農協も無縁ではない。今まで経済事業では赤字だった。しかし、農地を売って、それが農協に預金をされて、農林中金は物すごい預金高を持っていた。それを海外で機関投資家として運用して、利益を出して、それをまた地方の単協に利益補てんをしていた。この農協のビジネスモデルも、昨年の九月十五日を境にして終わったんだと私は思うんですね。農協のビジネスモデルは、新しいビジネスモデルを本当に今考えなければ、今のままでよいのだというところで進めていたら、絶対に破綻するときに来ると私は思います。

だからこそ、実は私、農協法というのはこんなに分厚いのかとさう初めて知ったんですね。けれども、めっちゃめちゃいろいろなことが書き込んであるわけですね。そういう意味で、日本の農業を考える上で農協の組織のあり方というものを、それぞれ立場は違うけれども、激しい議論をしていきたいなというふうに私は思っております。きょうは時間が来ましたから、次に農地法のとときにまた大臣とやらせていただきたいということだけ申し上げて、終わらせていただきます。

○遠藤委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党の菅野哲雄です。

最初に、前回の一般質問に続いて、森林整備について質問させていただきます。

農林水産省は緑の雇用担い手対策事業による雇用対策を進めているわけですが、この対策を充実させることは大変重要なことと考えているわけ

です。加えて、有効求人倍率が極端に低下する深刻な雇用状況のもと、このような機会をむしろ積極的にとらえて、環境保全と一体で林業の雇用創出に踏み込むべきだと考えているわけですね。

連合が提案している緊急雇用対策案では、もちろん追加的な財政支出は必要ですが、林業で五万人の雇用創出が可能としています。森林吸収源対策に必要な追加間伐、大きな課題となっている不明瞭境界線の画定事業などを前倒しすれば、そこでの雇用創出は可能ではないでしょうか。また、伐採された間伐材の利用は、間接的に木材製造業での雇用拡大も期待できないことはないと思います。

森林整備のスピードアップによる雇用拡大について、林野庁長官の御見解をお伺いしておきたいと思っています。

〔委員長退席、七条委員長代理着席〕

○内藤政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、林業の雇用確保、創出のためには、緑の雇用担い手対策事業、これはオ・ザ・ジョブ・トレーニングによります技術習得に対する支援でございますが、これに加えて、林業事業体による安定した事業量の確保が極めて重要だと考えております。

このため、まず、森林吸収源対策に必要な間伐予算を確保する必要があります。それから、森林組合等の林業事業体が、森林所有者の負担を軽減することによりまして、そこから事業が来るという形で安定的な事業量が確保できるよう、間伐等の施業の集約化、それから、高性能林業機械と路網の組み合わせによる低コスト作業システムの構築に対して支援を行っているところでございます。これらの支援を通じまして、これまでほぼ目標どおりの間伐が実施できているところでございます。

さらに、これを推進していくためには、まず事業の予定箇所を確定していかなければいけませんので、そのために、森林の境界を明確化することが非常に重要になってまいりま

す。二十一年度当初予算におきまして、地域の方々も加わって、地域一体となって境界の明確化に取り組める事業も新たに盛り込んでいところでございまして、こういった形で間伐の推進、事業量の確保、拡大に結びつけていきたいと思っております。

以上でございます。

○菅野委員 順調に進んでいるという答弁なんですけれども、これまでは確かに順調に進んでいるというふうに言えると思います。

ただ、これから間伐あるいは森林整備をしつかり進めようとしていくときに、私は、今言ったような大きな課題が存在しているという認識のもとに、そこをどうクリアしていくのかという方向性を林野庁としてしっかりと進めるべきだというふうに思っているわけですね。特に、これからの条件不利地域での間伐促進をどうしていくのかという点も含めていけば、私は、これまで取り組んできた以上の努力が必要なんだということも含めて、課題解決に向けてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

それから、森林環境の保全を目的として、独自課税を実施する自治体が大変ふえています。実施している自治体、導入を検討している自治体の数について、まず現状を説明していただきたいというふうに思います。

あわせて、農水省としてはこの取り組みをどのように評価しているのでしょうか。もちろん肯定的にとらえていることは間違いなく思うのですが、導入自治体が拡大しているということは、逆に言うと、国が森林整備のための税制を創設しても国民の理解が得られる時期にあるのではないかとありますが、この点、何らかの検討が行われているのでしょうか、お答え願いたいと思います。

○内藤政府参考人 森林整備等を目的とする都道府県独自の税の導入状況でございますが、ことしの四月一日現在で三十県において導入されております。

それから、残りの道府県につきましても、ほと

んどところで独自課税に対する検討が行われていると承知しております。

評価でございますが、これまで導入した県においては、その税収を使いまして、間伐の推進はもとより、県民参加の森林づくり活動への支援、それから県産材の利用促進など、それぞれの地域の問題、課題を踏まえた事業を展開されております。

こうした県の取り組みでございますけれども、我々も、地域における森林の整備、保全が促進されるというばかりではございませんで、森林の持つ公益的機能の重要性に対する県民の理解の深まり、それから、森林の整備、保全を社会全体で支えていこうという意識の醸成にも役立つものと考えております。

農林水産省としての取り組みでございますけれども、間伐等の森林吸収源対策推進のための財源確保の観点から、環境省と連携を図りながら、環境税について税制改正要望を行ってきたところでございます。昨年十一月の政府の税制調査会の答申におきまして、環境税を含む低炭素化の促進に資する税制のあり方について「さらに議論を深めること」とされたところでございます。

今後とも、京都議定書の森林吸収目標三・八％の達成のため、さらには低炭素社会づくりに向けて、森林吸収源対策を着実に進めていくための財源確保のために引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

〔七条委員長代理退席、委員長着席〕

○菅野委員 昨年の今ごろの国会の状況を考えたときに、この環境税をめぐる大きな議論が関わられていたというふうに私は思っています。

一年たった今、その声が本当に小さくなってしまっているわけで、なぜなのかということを考えたときに、やはり私は、国民的な理解を得ていく努力というのを国が各都道府県と一緒に盛行的に行っていく、そういう機運をしっかりと盛り上げていかなければならないというふうに思っています。今の答弁にあるように、環境や国土保

全のための森林整備は国際約束である、国策だという立場を前面に出していかなければならないと私は思うんです。そういうときに、民有林であっても必要な整備は国の責任で行うという覚悟が必要なんだ、これは単に国の責任で国が行うだけではなくて、今言ったように都道府県の機運が盛り上がりつつあるわけですから、都道府県と一体となつて進めていくべきだというふうに私は思っているんです。

そして、前回、森林労働者の賃金、労働条件の改善について大臣にお尋ねした際、安定した事業量の確保が課題だとおっしゃっています。だとすると、事業量と雇用確保の両側面から、現在の農水省が進めている不在村森林所有者対策、これはもちろん大切なことですが、これを進めていっても、何らかの事情でみずから所有する森林の整備ができないう方も恐らく見込まれるのではないかと。その際に、国がそのような民有林を買収することも含めて、都道府県と一体となつて整備を進めていくことも必要になってくると思うんですが、これについての考え方を聞きましておきたいと思っています。

○内藤政府参考人 私どもも、間伐等の森林整備を計画的に進めるという観点から、まず、間伐等の経費に対しまして、国と都道府県を合わせまして七割程度の助成を行っているところでございます。また、森林所有者から受託して、効率的、安定的に森林の施業を行います森林組合等の事業体の育成を図る。それから、これらの事業体から不在村の所有者に対しまして施業の働きかけを行うということ、こういった対策を講じているところでございます。

さらに、整備が進みにくい奥地の水源地域におきましては、これまでも分収方式による森林整備を推進します水源林整備事業、それから、国土保全上本当に重要なところにつきましては、都道府県による治山事業なども行っております。

二十一年度からはさらに、これからは奥地で路網が整備されていないなど条件が不利な森林につ

いても整備を進めていかなければいけませんので、こういった条件が不利な森林を対象としまして、市町村、森林組合等の公的主体による定額助成方式の条件不利森林公的整備緊急特別対策事業を二十一年度創設するなど、公的関与を高めた方法での森林整備を行うこととしております。

今後とも、これらの対策によりまして必要な公的関与を行いながら、森林整備が適切に進むよう努力してまいりたいと考えております。

○菅野委員 今長官の答弁で取り組みの方向性はわかっているんですけども、ここで問題にしているのは、あくまでも、民有林である、個人所有であるということから、どうしてもそこに手をつけることができない、こういう条件をどうクリアしていくのか、これは大きな課題だというふうに思っています。

これまで実績は積み上げてきたんですが、そういう課題の多いところは取り残してきているんだぞ、そして、これからそこに手をかけていくときに、しっかりとした方針を持っていかなければこの間伐というものも進んでいかなければいけないことを申し上げておきたいというふうに思っています。ぜひそこを、壁を乗り越えていただきたいということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

次に、大変びっくりした事案ですが、事故米流通の被害者だったはずの酒造メーカーが、米の等級価格差を利用して三笠フーズから裏金を受領していたことが明らかになりました。まず、この問題に対する農水省の認識をお聞かせください。

あわせて、大臣は三月三十一日の記者会見で、事実をまだきちんと把握していないことを前提にしつつ、今般、本委員会でも可決した米のトレーサビリティ法案と食糧法改正によってそういうことが起こらないようになるというふうに考えているとおっしゃいました。もちろん、この二つの法案で再発防止が可能ならばそれでいいわけですが、法案のどの部分、どの条項を使って再発を防げるのか、簡単にお聞かせください。

また、私は再三にわたって指摘しているわけですが、米の等級検査によって流通段階で価格差が生じる。しかし、消費段階ではそれは消費者にはわからない。今回の事案のように、流通、販売段階でこの価格差を悪用しようとするわけでもないこととはないわけですね。もちろん、むやみに米の品質検査をやめるべきだと言っているわけではないのですが、検査のあり方の改善や流通、販売段階での悪用防止策が必要になっているというふうに思うわけですが、これについても答弁願いたいというふうに思います。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。

今回の事案につきましては、現在、美少年酒造からの聴取等によりまして、事実関係の把握に努めているところでございます。現時点で確たることが申し上げられる段階ではないということでございます。

ただ、一般的に申し上げますと、今回提案させていただいております食糧法改正案におきましては、用途が限定された米穀の横流しを防止するというところで、米穀の出荷、販売事業者が守るべき遵守事項を定めるということにしているところでございます。

仮に、酒造用など用途が限定されたお米を主食用として横流しした場合には、行政による取り締まりの対象となりまして、是正勧告や命令を経て、最終的には懲役刑を含む罰則が科されるといふことになるわけでございます。

また、米トレーサビリティ法案におきましては、米の取引や移動について記録を作成、保存するということが必要となるわけでございます。このため、ある米を別の米に差しかえるというようなこと、そういった行為を裏で行いますと、それをきちんと記録しなかったという場合は罰則の対象になるということでございます。

こうしたことから、両法の施行によりまして、米の流通の適正化と不正の防止に大きな効果が期待できると考えております。

また、二点目でございますが、等級づけ、こう

いったことを防止する手だてとして検討すべきではないかということでございます。

これは前回の法案審議のときにも申し上げさせていただいたんですが、この等級につきましまして、大量かつ広域的に流通する米等に関しましては、業者間において現物を確認することなく、等級ごとに価格を分けて円滑に取引するということが可能にするために設けられているものでございます。

この等級につきましては、精米をしたときの歩どまりぐあいを示すということで、消費者が購入します段階では、等級による品質差はなくなってしまうわけでございます。こうしたことから、精米される前の業者間の取引の段階で適正な流通の確保を図ることが重要と思っております。先ほどの二法案によりまして、防止のために大きな効果が期待できると考えているところでございます。

○菅野委員 最後に一言つけ加えておきますけれども、大臣、事故米穀の不正流通に関する有識者会議が取りまとめを行い、その中で、酒類についても他の飲食物品と同様にトレーサビリティ法案の対象とすべしとしているわけですね。この有識者会議の取りまとめを政省令の際にしっかりと組み入れていただきたいというふうに私は思うんです。

これは管轄が別だからというふうに大臣は言っておりますけれども、財務省としっかり連携して、遺憾のないように取り組んでいただきたい、このことを要望として申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○遠藤委員長 次に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしておりますのとりの起草案を得ました。

本起草案の趣旨及び主要内容につきまして、御説明申し上げます。

本案は、最近の飲食物品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、原料原産地等について虚偽の表示をした飲食物品を販売した者に対する罰則規定の新設等を行うとするもので、その主要内容は、次のとおりであります。

第一に、目的規定を改正し、法律の目的として、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示すること。

第二に、製造業者等が品質表示基準に従い、農林物資の品質表示をしなければならない旨の規定を設けること。

第三に、品質表示基準違反に係る指示または命令を行うときは、これとあわせて公表する旨の規定を設けること。

第四に、原料原産地等について虚偽の表示をした飲食物品を販売した者は、二年以下の懲役または二百万円以下の罰金に処する規定を設けることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行するものとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

○遠藤委員長 お諮りいたします。
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○遠藤委員長 起立総員。よって、本案は委員会

提出の法律案とするに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠藤委員長 次に、内閣提出、農地法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣石破茂君。

農地法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○石破國務大臣 農地法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

世界の食料需給が逼迫基調で推移すると見込まれる中、食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題となっております。このため、国内の農業生産の重要な基盤である農地について、優良な状態で確保し、最大限に利用されるようにしていくことが求められております。

しかしながら、農業従事者の減少、高齢化等が進む中で、我が国の農地については、耕作放棄地の増加に歯どめがかからない現状にあります。また、経営する農地が分散している状態にある中で、転用期待等により農地価格が農業生産による収益に見合う水準を上回る傾向にあるなど、効率的な利用に必要な集積が困難な状況にあります。このような農地をめぐる課題を克服し、将来にわたって食料の安定供給を確保していくため、我が国農地制度を抜本的に見直すこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農地法の一部改正であります。
同法の目的について、農地は耕作者みずからが所有することを最も適当とするの考え方を、農地の効率的な利用を促進するとの考え方に改めるとともに、農地について権利を有する者の責務として、農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨を明確にすることとしたしております。

このような考え方のもと、農地を優良な状態で確保していくため、国または都道府県が行う農地転用について法定協議制度を導入するとともに、農地の違反転用に関する行政代執行制度の創設と罰則の強化を行うなど、農地の転用規制を見直すこととしたしております。

また、農地の有効利用を促進するため、地域における農業の取り組みを阻害するような農地の権利取得を排除した上で、農地の貸借について、その適正な利用が担保される場合に許可基準を緩和することとするほか、農業生産法人要件について出資制限の見直しを行うこととしたしております。さらに、遊休農地に関する措置を拡充することとしております。

第二に、農業経営基盤強化促進法の一部改正であります。

農地のより効率的な利用に向け、その集積を一層促進するため、市町村の承認を受けた者が、農地の所有者からの委任を受けて、その者を代理して農地の貸し付け等を行うことを内容とする農地利用集積円滑化事業を創設するほか、農用地利用集積計画の策定の円滑化、特定農業法人の範囲の拡大等の措置を講ずることとしたしております。

第三に、農業振興地域の整備に関する法律の一部改正であります。
優良な農地の確保を確実なものにするため、国及び都道府県が、それぞれ確保すべき農用地面積の目標を定めることを法律上明確にしつつ、国は、その達成状況が著しく不十分な都道府県に対

し、内容を示すに必要な措置を講ずるよう求める仕組みを整備することとしております。

第四に、農業協同組合法の一部改正であります。

農地の貸借についての規制の見直しに伴い、農業協同組合みずからが、農地の貸借により農業経営を行うことができることとしております。
以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○遠藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○遠藤委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。
本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る九日木曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時四十四分散会

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十四条」を「第二十三条の二」に改める。
第一条中「公共の福祉の増進」を「農林物資の生

産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に改める。

第十九条の十三の次に次の一条を加える。

(品質に関する表示の基準の遵守)

第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

第十九条の十四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「表示に関する指示等」を付し、同条第一項中「前条第一項」を「第十九条の十三第一項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第十九条の十三第三項」に改める。

第十九条の十四の次に次の一条を加える。

第十九条の十四の二 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

第七章中第二十四条の前に次の一条を加える。

第二十三条の二 第十九条の十三第一項又は第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地(原料又は材料の原産地を含む。)について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十九条第一項第一号中「第二十四条」を「第二十三条の二又は第二十四条」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理 由

最近の飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農地法等の一部を改正する法律案

農地法等の一部を改正する法律 (農地法の一部改正)

第一条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第二条の二)

第二章 権利移動及び転用の制限等(第三条―第十五条)

第三章 利用関係の調整等(第十六条―第二十九条)

第四章 遊休農地に関する措置(第三十条―第四十四条)

第五章 雑則(第四十五条―第六十三条)

第六章 罰則(第六十四条―第六十九条)

附 則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であることにかんがみ、農地を農地以外のものにするを規制するとともに、農地を効率的に利用する者による農地利用関係の調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

第二条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「世帯員」を「世帯員等」に、「をいう。この場合において、世帯員のいずれかについて生じた左に掲げる事由により世帯員が一時住居又は生計を異にしても、これらの者は、なお住居又は生計を一にするものとみなす」を「次に掲げる事由により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む」並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族をいう」に改め、同項を同条第二項とし、

同条第七項第二号中「トに掲げる者の有する議決権の」を「チに掲げる者の有する議決権の」に、「であり、かつ、トに掲げる者の有する議決権がいずれもその法人の総株主の議決権の十分の一以下であるもの」を「であるもの(チに掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、チに掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一未満であり、かつ、チに掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの)」に、「トに掲げる者の数」を「チに掲げる者の数」に改め、「四分の一以下であるもの」の下に「(チに掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、チに掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、チに掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの)」を加え、同号ハ中「次条第一項又は第七十三条第一項」を「第三条第一項」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「同項」を「同法第八条第一項」に改め、「(市町村及び農業協同組合を除く。)」を削り、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ その法人に農作業(農林水産省令で定めるものに限る。)の委託を行っている個人

第二条中第七項を第三項とし、第八項を第四項とし、第九項を削り、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(農地について権利を有する者の責務)

第二条の二 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

「第二章 農地及び採草放牧地」を「第二章 権利移動及び転用の制限等」に改める。

第二章第一節から第六節までの節名、第三章の章名、同章第一節から第三節までの節名並びに第四章及び第五章の章名を削る。

第三条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第四十六条第一項又は第四十七条の規定によつて所有権が移転される場合

二 第三十六条第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い所有権が移転され、又は賃借権が設定され、若しくは移転される場合

第三条第一項中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号の三を削り、同項第七号の二中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「農地保有合理化法人」という。の下に「又は同法第十一条の十二に規定する農地利用集積団滑化団体(以下「農地利用集積団滑化団体」という。)」を加え、「同項第一号」を「同法第四条第二項第一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「で準用する」を「において準用する」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、第四号の六を第九号とし、第四号の五を第八号とし、第四号の三及び第四号の四を削り、同項第四号の二中「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の二を削り、第二号の次に次の二号を加える。

三 第三十七条から第四十条までの規定によつて第三十七条に規定する特定利用権が設定される場合

四 第四十三条の規定によつて同条第一項に規定する遊休農地を利用する権利が設定される場合

第三条第二項ただし書中「行う農業協同組合」の下に「又は農業協同組合連合会」を加え、「第二号に掲げる権利が取得されること」となるときを「第一号に掲げる権利が取得されること」と

なるとき、同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するときに、「第二号の二、第四号、第五号及び第八号」を「第一号、第二号、第四号及び第五号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「世帯員」を「世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者」に、「について」を「効率的に利用して」に改め、同号を同項第一号とし、同項第二号の二中「及び農業経営基盤強化促進法第四条第四項に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第二号の三、第二号の四及び第三号を削り、同項第二号の五中「第二号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第四号中「第二号」を「第一号」に改め、「及び特定法人」を削り、「世帯員」を「世帯員等」に改め、同項第五号中「第二号」を「第一号」に、「世帯員」を「世帯員等」に、「都道府県知事」を「農業委員会」に、「その都道府県の区域の」を「市町村の区域の全部又は」に改め、「を定め」の下に、「農林水産省令で定めるところにより」を加え、同項第六号を削り、同項第七号中「小作地又は小作採草放牧地について」を「農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて」に、「その小作地又は小作採草放牧地」を「その土地」に、「その土地の小作農」を「当該事業を行う者に」、「世帯員」を「世帯員等」に、「前条第六項」を「第二項第二項」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積団消化団体」を加え、「同意市町村又は農地保有合理化法人がその土地を特定法人貸付事業の実施により貸し付けようとする場合」を削り、「水田裏作」の下に「田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することという。以下同じ。」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

第三項第二項第八号を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 農業委員会又は都道府県知事は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されているときは、前項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができ、第三項の次に次の二条を加える。

（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し）

第三項の二 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者（前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。）がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないときは、農業委員会又は都道府県知事は、当該許可を取り消さなければならない。

（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出）

第三条の三 農地又は採草放牧地について第三項第一項本文に掲げる権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号（第十二号及び第十六号を除く。）のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。

2 農業委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

第四条第一項中「除く」の下に「。第五項において同じ」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「都道府県が」の下に「道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、」を加え、同号を同項第二号とし、同項第三号の二中「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第四項第一号に改め、同号を同項第三号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の四を第五号とし、第三号の三を第四号とし、同条に次の二項を加える。

5 国又は都道府県が農地を農地以外のものにしてしようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合には、農林水産大臣との協議）が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

6 第三項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

を、「ものを除く」の下に「。第四項において同じ」を加え、第一号を次のように改める。

一 国又は都道府県が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合

第五条第一項第四号を同項第七号とし、同項第三号中「前条第一項第五号」を「前条第一項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第二号を第五号とし、第一号の四を第四号とし、第一号の三を第三号とし、同項第一号の二中「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「第三条第三項及び第四項」を「第三条第四項及び第五項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 国又は都道府県が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三項第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合に於ては、農林水産大臣との協議）が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみなす。

5 前条第三項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

第六条から第十五条までを削る。

第十五条の二第二項中「第二項第七項各号」を「第二項第三項各号」に、「とるべき」を「講ずべき」に改め、同条を第六条とする。

第十五条の三の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える

る。

3 農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地の所有者に同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、過失がなくてその者を確知することができないときは、この限りでない。

第十五条の三第四項中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に、「前項」を「第二項」に改め、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「第二十条第七項各号」を「第二十条第三項各号」に改め、同条第八項中「第三項の規定により」を「第二項の規定により」に、「使用収益権」を「所有権以外の権原」に改め、「第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地にあつては」及び「第二項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地にあつては第三項の規定による公示の日」を削り、「又は賃貸借」を「賃貸借」に、「した」を「し」、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させた」に改め、「又は第二項を削り、「第二十條第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第十項を削り、同条を第七条とし、同条の次に次の六条を加える。

（農業委員会の関係書類の送付）

第八条 農業委員会は、前条第一項の規定により国が農地又は採草放牧地を買収すべき場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣に送付しなければならない。

一 その農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積

三 その農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利がある場合には、これらの権利の種類並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所

2 農業委員会は、前項の書類を送付する場合

において、買収すべき農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権があるとき又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利があるときは、これらの権利を有する者に対し、農林水産省令で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に農林水産大臣に申し出るべき旨を通知しなければならない。

（買収令書の交付及び縦覧）

第九条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により送付された書類に記載されたところに従い、遅滞なく（同条第二項の規定による通知をした場合には、同項の期間経過後遅滞なく）、次に掲げる事項を記載した買収令書を作成し、これをその農地又は採草放牧地の所有者に、その謄本をその農業委員会に交付しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 買収の期日

三 対価

四 対価の支払の方法（次条第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨）

五 その他必要な事項

2 農林水産大臣は、前項の規定による買収令書の交付をすることができない場合には、その内容を公示して交付に代えることができる。

3 農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日間、その事務所でこれを縦覧に供しなければならない。

（対価）

第十条 前条第一項第三号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

2 買収すべき農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又

はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利がある場合には、これらの権利を有する者から第八条第二項の期間内に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなければならない。

3 国は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合にも対価を供託することができる。

一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

二 過失がなくて対価の支払を受けるべき者を確知することができない場合

三 差押え又は仮差押えにより対価の支払の禁止を受けた場合

4 前二項の規定による対価の供託は、買収すべき農地又は採草放牧地の所在地の供託所にするものとする。

（効果）

第十一条 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その農地又は採草放牧地の上にある先取特権、質権及び抵当権並びにその農地又は採草放牧地についての所有権に関する仮登記上の権利は消滅し、その農地又は採草放牧地についての所有権に関する仮処分の執行はその効力を失い、その農地又は採草放牧地の所有権は国が取得する。

2 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前条第二項又は第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行うことができる。

3 国が買収令書に記載された買収の期日までその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしないときは、その買収令書は、効力を失う。

4 第一項及び前項の規定の適用については、国が、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

第二十一条第一項の規定により、対価の支払に必要な資金を日本銀行に交付して送金の手続をさせ、その旨をその農地又は採草放牧地の所有者に通知したときは、その通知が到達した時を国が対価の支払をした時とみなす。

（附帯施設の買収）

第十二条 第七条第一項の規定による買収をする場合において、農業委員会がその買収される農地又は採草放牧地の農業上の利用のため特に必要があると認めるときは、国は、その買収される農地又は採草放牧地の所有者の所有する土地（農地及び採草放牧地を除く）、立木、建物その他の工作物又は水の使用に関する権利（以下「附帯施設」という。）を併せて買収することができる。

2 第八条から前条までの規定は、前項の規定による買収をする場合に準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積」とあるのは、「土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容」と読み替えるものとする。

（登記の特例）

第十三条 国が第七条第一項又は前条第一項の規定により買収をする場合の土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法平成十六年法律第二百二十三号の特例を定めることができる。

第十五条の四第一項中「前条」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「関係者の要求があるときは」を「関係者に」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条を削る。

第十七条中「第十条第二項（第十四条第二項（第十五条第二項、第十五条の三第十項又は前条第二項で準用する場合を含む。以下この条に

において同じ。第十五条第二項、第十五条の三十項又は前条第二項で「を」第八条第二項(第十二条第二項において「に」、「第十一(第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の三十項又は前条第二項で」を「第九条(第十二条第二項において」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 利用関係の調整等

第十八条を第十六条とする。

第十九条中「世帯員」を「世帯員等」に、「第二条第六項」を「第二条第二項」に改め、同条ただし書中「第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された草地利用権その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が第七十五条の七第一項の規定又は同条第二項で準用する第七十五条の二第二項から第五項まで及び第七十五条の三から第七十五条の六までの規定によつてされたものに限る。次条第一項第四号で同様とする。」に係る賃貸借」を「第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条に規定する特定利用権に係る賃貸借及び」に、「第四条第三項第一号」を「第四条第四項第一号」に改め、「及び同法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつて設定された同法第二十七条の五に規定する特定利用権に係る賃貸借」を削り、同条を第十七条とする。

第二十條第一項第一号から第三号までの規定中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第三条第三項の規定の適用を受けて同条

第一項の許可を受けて設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合

第二十條第一項第五号中「農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二十七条の八まで

の規定によつて設定された同法第二十七条の五」を「第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条」に、「同法第二十七条の十」を「第四十一条」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定

による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第十八条第二項第六号に規定する者に設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、その者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合

第二十條第二項第四号中「世帯員」を「世帯員等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第七項中「小作条件」を「賃貸借の条件」に改め、同条第八項中「特定法人が農業経営基盤強化促進法第二十七条の十三第三項の協定に違反した場合に当該賃貸借の解除をすることを内容とするもの」を「第三条第三項及び農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する条件」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(農地又は採草放牧地の賃貸借の存続期間)

第十九條 農地又は採草放牧地の賃貸借についての民法第六百四條(賃貸借の存続期間)の規定の適用については、同条中「二十年」とあるのは、「五十年」とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(賃貸等の増額又は減額の請求権)」を付し、同条第一項中「小作料の額が」を「借賃等(耕作の目的で農地につき賃借権又は地上権が設定されている場合の借賃又は地代)その賃借権又は地上権の設定に付随して、農地以外の土地についての賃借権若しくは地上権又は建物その他の工作物についての賃借権が設定され、その借賃又は地代と農地の借賃又は地代とを分けることができなない場合には、その農地以外の土

地又は工作物の借賃又は地代を含む。及び農地につき永小作権が設定されている場合の小作料をいう。以下同じ。の額が」に、「小作料の額に」を「借賃等の額に」に、「小作料の額」を「借賃等の額」に改め、同項ただし書中「小作料」を「借賃等」に改め、同条第二項及び第三項中「小作料」を「借賃等」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二條から第二十四條までを削る。

第二十五條の見出し中「及び通知を削り、同条第一項中「小作料」を「借賃等」に、「付随する」を「付随する」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十一条とする。

第二十六條から第三十二條までを削る。

第三十三條第一項中「競売の」を「担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。以下単に「競売」という。の」に改め、同条第二項中「第十二條第一項(第十五條第二項で準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を「第十条第一項に改め、同項第一号及び同条第三項中「第十二條第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第二十二條とする。

第三十四條第一項中「国税滞納処分等により」を「国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)による滞納処分(その例による滞納処分を含む。により)」に、「国税滞納処分等」を「当該滞納処分を」に、「第十二條第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第二十三條とする。

第三十五條中「第三十三條又は前条」を「前二条」に改め、同条を第二十四條とする。

第三十六條から第四十三條までを削り、第四十三條の二を第二十五條とする。

第四十三條の三第一項中「第二十條第一項本文」を「第十八條第一項本文」に、「行なう」を「行う」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第二十六條とし、第四十三條の四を第二十七條とする。

第四十三條の五第一項中「第四十三條の二第一項ただし書」を「第二十五條第一項ただし書」

に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十八條とする。

第四十四條を削る。

第四十三條の六中「この節」を「第二十五條から前条まで」に改め、同条を第二十九條とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第四章 遊休農地に関する措置

(利用状況調査及び指導)

第三十條 農業委員会は、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査(以下「利用状況調査」という。)を行わなければならない。

2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる。

3 農業委員会は、前二項の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその農地の所有者。第三十二條において同じ。)に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとする。

一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農地(前号に掲げる農地を除く。)

4 前項の規定は、第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、適用しない。

(農業委員会に対する申出)

第三十一條 次に掲げる者は、前条第三項各号のいずれかに該当する農地があると認めるときは、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずべきことを求めることができる。

一 その農地の存する市町村の区域の全部又

は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合、土地改良区その他の農林水産省令で定める農業者の組織する団体

二 その農地の周辺の地域において農業を営む者(その農地によつてその者の営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものに限る。)

2 農業委員会は、前項の規定による申出があつたときは、当該農地についての利用状況調査その他適切な措置を講じなければならない。

(遊休農地である旨の通知等)

第三十二条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者に対し、当該農地が遊休農地である旨及び当該農地が第三十条第三項各号のいずれに該当するかの別を通知するものとする。ただし、過失がなく通知を受けるべき遊休農地の所有者を確知することができないときは、その旨を公告するものとする。

一 第三十条第三項の規定による指導をした場合においてもなお相当期間当該指導に係る農地の農業上の利用の増進が図られない場合

二 第三十条第三項の規定による指導に係る農地につき所有権に関する仮登記上の権利が設定されていることを理由にその農地の所有者が当該指導に従う意思がない旨を表明したときその他その農地の農業上の利用の増進が図られないことが明らかであると認められる場合

三 その農地について第三十条第三項の規定による指導をすることができない場合
(遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出)

第三十三条 前条の規定による通知を受けた遊休農地の所有者(当該遊休農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者

がある場合には、その者。以下「所有者等」という。)は、農林水産省令で定める事由に該当する場合を除き、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る遊休農地の農業上の利用に関する計画を農業委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該遊休農地の農業経営基盤強化促進法第四条第四項第一号に規定する利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の記載があるときは、同法第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなして、同条及び同法第十三条の二の規定を適用する。

(勧告)

第三十四条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該遊休農地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

一 前条第一項の規定による届出に係る計画の内容が当該遊休農地の農業上の利用の増進を図る上で適切でないときと認める場合
二 前条第一項の規定による届出がない場合
三 前条第一項の規定による届出に係る計画に従つて当該遊休農地の農業上の利用が行われていないときと認める場合

2 農業委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(所有権の移転等の協議)

第三十五条 農業委員会は、第三十条第三項第一号に該当する農地について前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る遊休農地の所有権の移転又は賃

借権の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積団滑化団体又は特定農業法人(農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人をいう。)で農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「農地保有合理化法人等」という。)のうちから所有権の移転等に関する協議を行う者を指定して、その者が所有権の移転等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた遊休農地の所有者等に通知するものとする。

2 前項の規定により協議を行う者として指定された農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことを拒んではならない。

3 前項の規定による協議に係る遊休農地の所有権の移転等を受けた農地保有合理化法人等は、当該遊休農地を含む周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するよう当該遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

(調停)

第三十六条 前条第二項の規定による協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、同条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事にに対し、その協議に係る所有権の移転等につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。

る。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、前条第一項の規定による指定をした農業委員会に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求め、調停案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(裁定の申請)

第三十七条 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第三十五条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事にに対し、当該勧告に係る遊休農地について、特定利用権(農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。以下同じ。)の設定に関し裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第三十八条 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、当該申請に係る遊休農地の所有者等에게これを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)
第三十九条 都道府県知事は、第三十七条の規

定による申請に係る遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、当該申請をした者が当該遊休農地をその者の利用計画に従つて利用に供することが当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定利用権を設定すべき遊休農地の所在、地番、地目及び面積

二 特定利用権の内容

三 特定利用権の始期及び存続期間

四 借賃

五 借賃の支払の方法

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならない。同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

(裁定の効果等)

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者及び当該申請に係る遊休農地の所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定によ

る公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者と当該申請に係る遊休農地の所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

3 民法第二百七十二条ただし書(永小作権の譲渡又は賃貸の禁止及び第六百十二条(賃借権の譲渡及び転賃の制限)の規定は、前項の場合には、適用しない。

(特定利用権に係る賃貸借の解除)

第四十一条 前条第二項の規定により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る遊休農地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない遊休農地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

(特定利用権の譲渡等の禁止)

第四十二条 第四十条第二項の規定により設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る遊休農地を貸し付けることができない。ただし、特定利用権を有する農地保有合理化法人又は農地利用集積団体が、農地売買等事業により特定利用権に係る遊休農地を貸し付ける場合は、この限りでない。

2 民法第六百十二条(賃借権の譲渡及び転賃の制限)の規定は、前項ただし書の場合には、適用しない。

(所有者等を確知することができない場合における遊休農地の利用)

第四十三条 第三十二条ただし書の規定による公告に係る遊休農地(第三十条第三項第一号に該当する農地であつて、当該遊休農地の所有者等に対し第三十二条の規定による通知がされなかつたものに限る。)を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人等は、当該公告があつた日から起算して六月以内に、

農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該遊休農地を利用する権利の設定に関し裁定を申請することができる。

2 第三十九条の規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地」とあるのは「当該遊休農地」と、同項及び同条第二項第一号から第三号までの規定中「特定利用権」とあるのは「当該遊休農地を利用する権利」と、同項第四号中「借賃」とあるのは「借賃に相当する補償金の額」と、同項第五号中「借賃」とあるのは「補償金」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

4 第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者は、当該遊休農地を利用する権利を取得する。

5 第一項の裁定の申請をした者は、当該裁定において定められた当該遊休農地を利用する権利の始期までに、当該裁定において定められた補償金を当該遊休農地の所有者等のために供託しなければならない。

6 前項の規定による補償金の供託は、当該遊休農地の所在地の供託所にするものとする。

7 第十六条及び前条第一項の規定は、第一項に規定する遊休農地を利用する権利について準用する。この場合において、第十六条第一項中「その登記がなくとも、農地又は採草放牧地の引渡があつた」とあるのは、「その設定を受けた者が当該遊休農地の占有を始めた」と読み替えるものとする。

(措置命令)

第四十四条 市町村長は、第三十二条の規定による通知又は公告に係る遊休農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該遊休農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要の限度において、当該遊休農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 市町村長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた遊休農地の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき遊休農地の所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により

支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずる」とまがないとき。

4 市町村長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該遊休農地の所有者等に負担させることができる。

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

第五章 雑則

第四十五条から第七十七条までを削る。

第七十八条第一項を次のように改める。

国が第七条第一項若しくは第十二条第一項の規定により買収し、又は第二十二條第一項若しくは第二十三條第一項の規定に基づく申出により買い取つた土地、立木、工作物及び権利は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が管理する。

第七十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定により農林水産大臣を」前項の規定により農林水産大臣に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第四十五条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

(売払い)

第四十六条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により管理する農地及び採草放牧地について、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体その他の農林水産省令で定める者に売り払うものとする。ただし、次条の規定により売り払う場合は、この限りでない。

2 前項の規定により売り払う農地又は採草放牧地について、その農業上の利用のため第十二条第一項の規定により併せて買収した附帯施設があるときは、これをその農地又は採草放牧地の売払いを受ける者に併せて売り払うものとする。

第七十九条を削る。

第八十条の見出しを削り、同条第一項中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、「自作農の創設又は」を削り、同条第二項を削り、同条を第四十七条とする。

第八十一条中「、漁業免許に関する登録の所管庁」及び「、使用、消滅請求、売渡し、譲与」を削り、同条を第四十八条とする。

第八十二条第一項中「、使用」を削り、同条第二項中「証票を」を「証明書に」、「利害関係人から要求があつたときは、」を「利害関係人に」、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第四十九条とし、第八十三条を第五十条とする。

第八十三条の二中「該当する者」の下に「(以下この条において「違反転用者等」という。)」を加え、「、第五条又は第七十三条を」若しくは「第五条に」、「をとるべきを」(以下この条において「原状回復等の措置」という。))を講ずべきに改め、同条第一号中「、第五条第一項若しくは第七十三条第一項」を「若しくは第五条第一項」に改め、同条第二号及び第四号中「、第五条第一項又は第七十三条第一項」を「又は第五条第一項」に改め、同条に次の四項を加える。

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当

該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確知することができないとき。

三 緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ずるとまがないとき。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により同項の原状回復等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該原状回復等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該違反転用者等に負担させることができる。

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

第八十三条の二を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(情報の提供等)

第五十二条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

第八十四条及び第八十四条の二を削る。

第八十五条第一項を次のように改める。

用する場合を含む。の規定による買取令書の交付についての異議申立て又は第三十九条第一項若しくは第四十三条第一項の裁定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、同項の裁定を受けた者がその裁定に係る遊休農地の所有者等を確知することができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

第八十五条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「、第五条第一項又は第七十三条第一項」を「又は第五条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第七項中「第八條第一項又は第十五條の三第三項若しくは」を「第七條第二項又は」に改め、「行政不服審査法」の下に「昭和三十一年法律第六十号」を加え、同項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条を第五十三条とする。

第八十五条の二第二項中「第八十三條の二」を「第五十一條第一項」に改め、「行政手続法」の下に「平成五年法律第八十八号」を加え、同条を第五十四条とする。

第八十五条の三第一項第一号中「第十一條第一項第三号(第十四條第二項、第十五條第二項、第十五條の三第十項及び第十六條第二項)」を「第九條第一項第三号(第十二條第二項において「に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。)

二 第三十九條第二項第四号に規定する借賃補償金

三 第四十三條第二項において読み替えて準用する第三十九條第二項第四号に規定する

第八十五条の三第一項第四号から第七号までを削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項第二号に掲げる対価の額についての同項の訴えにおいては国を、同項第二号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおいては

第三十七条の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地の所有者等を、同項第三号に規定する補償金の額についての同項の訴えにおいては第四十三条第一項の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地の所有者等を、それぞれ被告とする。

第八十五条の第三項中、「第三号又は第六号」及び「又は補償金」を削り、「第十二条第二項(第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の第三十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。)又は第五十一条第二項(第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で)」を「第十二条第二項(第十二条第二項において)」に、「第十二条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第四項中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、「又は補償金」を削り、同条を第五十五条とする。

第八十六条ただし書中(第三章の適用については、都道府県知事)を削り、同条を第五十六条とする。

第八十七条第一項中「第八条の規定による公示又は第九条、第十五条若しくは第十五条の三」を「第七条第一項」に、「その公示又は」を「その」に、「都道府県知事」を「農林水産大臣」に、「で準用する」を「において準用する」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「農林水産大臣」に改め、同条を第五十七条とする。

第八十八条を削る。

第八十九条第一項中「第九十一条の第三第二項各号」を「第六十三条第一項第三号及び第七号並びに第二項各号」に改め、同条第三項中「第九十一条の第三第一項第一号」を「第六十三条第一項第一号」に改め、同条を第五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(是正の要求の方式)

第五十九条 農林水産大臣は、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らか

であるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一 第四条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)

二 第五条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。)

2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる都道府県知事事務を地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合において、当該市町村の当該事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして同法第二百四十五条の五第二項の指示を行うときは、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

第九十条第一項中「第二章第六節」を「第二十五条」に改め、同条を第六十条とする。

第九十一条第一項中「指定都市」の下に「農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。」を加え、同条第二項を削り、同条を第六十一条とし、第九十一条の二を第六十二条とする。

第九十一条の三第一項中「第七十八条第二項を除く。」を削り、同項第一号中「及び第三項」を「第三項(同条第六項において準用する場合を含む。及び第五項」に改め、同項第二号中「の規定及び同条第三項」を「及び第四項の規定並びに同条第三項及び第五項」に改め、同項第三号

及び第四号を次のように改める。

三 第三十条第一項から第三項まで、第三十条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十五条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

四 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務

第九十一条の三第一項第五号中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第八十三条」を「第五十条」に改め、同項第六号中「第八十三条の二」を「第五十一条」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第五十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

第九十一条の三第二項第一号中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第七号」に改め、同項第二号中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第六号」に改め、同条を第六十三条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第九十二条第一号中「第二十条第一項(第三十二条で準用する場合を含む。次号において同じ。又は第七十三条第一項)を「又は第十八条第一項」に改め、同条第二号中「第二十条第一項又は第七十三条第一項」を「又は第十八条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第五十一条第一項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事の命令に違反した者

第九十二条を第六十四条とする。

第九十三条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第四十九条第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避した」に改め、同条各号を削り、同条を第六十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十六条 第四十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十四条中「従業者が」を「従業者が、」に、「(関し前二条)を」関し、次の各号に掲げる規定

に、「又は人に対して前二条」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第六十四条第一号若しくは第二号(これらの規定中第四条第一項又は第五条第一項に係る部分に限る。)又は第三号 一億円以下の罰金刑

二 第六十四条(前号に係る部分を除く。)又は前二条 各本条の罰金刑

第九十四条を第六十七条とする。

第九十五条第一号中「第十五条の二第一項の規定による」を「第六条第二号中「第二十五条第二項の規定による」を「第三十三条第一項の規定に違反して」に、「通知」を「届出」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第九十五条を第六十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十九条 第三条の三第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則第二項第一号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第三号を削り、同項第二号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同条を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係る第四第五項の協議を成立させようとする場合

附則第二項に次の一号を加える。

四 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係る第五第四項の協議を成立させようとする場合

別表を削る。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第二条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 農地保有合理化支援法人(第十一条の二―第十一条の八)」を「第三節 農地保有合理化支援法人(第十一条の二―第十一条の八)」に、「第二十六条」を「第二十七条」に改め、「第四章の二 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置(第二十七条―第二十七条の十二)」及び「第四十条」を削る。

第四条第二項中「第七条第一項の承認を受けた法人(以下「農地保有合理化法人」という。)」を「一般財団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの」に改め、同項第一号中「第四項に規定する特定法人貸付事業を除く。」を削り、同項第三号中「第七条第四項第二号」を「第七条第三項第二号及び第十一条の九第三項第三号」に、「第二条第七項」を「第二条第三項」に改め、同項第四号中「その他の事業」の下に「(以下「研修等事業」という。)」を加え、同条第四項を削り、同条第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

第四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「農地利用集積円滑化事業」とは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図るため、この法律で定めるところにより、次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める

事業をいう。

一 市町村、農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。又は一般財団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの。次に掲げる事業

イ 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業(当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む。以下「農地所有者代理事業」という。)

ロ 農地売買等事業

ハ 研修等事業

二 前号に掲げる者以外の営利を目的としない法人(営利を目的としない法人格を有しない団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代理事業を行うことを目的とするものを含む。)で農林水産省令で定める要件に該当するもの。農地所有者代理事業

第五条第二項第四号ロ中「次条第三項において「農業振興地域」という。)」を削り、「一般財団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの」を「法人」に改め、同条ハを次のように改める。

ハ 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

第五条第二項第四号ニを削る。

第六条第二項第三号中「目標」の下に「その他の農用地の利用関係の改善に関する事項」を加え、同項第五号を次のように改める。

五 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

イ 市町村の区域(都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。以下「市街化区域」という。を除く。))の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

ロ 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

第六条第二項第六号及び第三項を削り、同条第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第七条第一項中「又は前条第三項の規定により基本構想に定められた者」を削り、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項第一号中「第五条第二項第四号ロに規定する法人にあつては」及び「前条第三項に規定する者にあつては基本構想に」を削り、同条を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第八条第一項中「農地保有合理化法人」を「前条第一項の承認を受けた法人(以下「農地保有合理化法人」という。)」に改め、同条第二項中「前条第二項、第四項及び第五項」を「前条第三項及び第四項」に、「同条第二項及び第五項」を「同項」に改める。

第九条中「(市町村を除く。次条第一項及び第十一条第一項において同じ。)」を削る。

第十条第二項を削る。

第十一条第一項第一号中「第五条第二項第四号ロ又は第六条第三項に規定する法人」を「第四条第二項に規定する一般財団法人又は一般財団法人」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「第十条第一項及び第十一条第一項」に、「第十条第一項」を「第十条第一項」に、「第十条第一項」を「第十条第一項」に、「第五条第二項第四号ロ又は第六条第三項に規定する法人」を「第四条第二項に規定する一般財団法人又は一般財団法人」に改め、第二章中同条の次に次の一節を加える。

第四節 農地利用集積円滑化団体

(農地利用集積円滑化事業規程)

第十一条の九 第四条第三項各号に掲げる者(市町村を除く。は、第六条第六項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。))の区域(市街化区域を除く。))の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程(以下「農地利用集積円滑化事業規程」という。))を定め、同意市町村の承認を受けなければならない。

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程においては、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 基本構想に適合するものであること。

二 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行つてゐる者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

三 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積

円滑化事業を実施すると認められること。
四 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

4 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。

5 同意市町村は、第一項の承認を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。

第十一條の十 前条第一項の承認を受けた者は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は前項の規定による変更の承認について、同条第四項及び第五項の規定は前項の規定による廃止の承認について準用する。

第十一條の十一 同意市町村は、その区域(市街化区域を除く。)の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業規程を定めなければならない。

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程は、第十一條の九第三項各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

3 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。

4 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用

集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。

5 第十一條の九第二項の規定は第一項の農地利用集積円滑化事業規程について、前二項の規定は当該農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。
(委任の申込みに応ずる義務)

第十一條の十二 第十一條の九第一項の承認を受けた者又は農地利用集積円滑化事業規程を定めた同意市町村(以下「農地利用集積円滑化団体」という。)であつて、農地所有者代理事業を行うものは、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、当該委任契約の締結を拒んではならない。
(準用)

第十一條の十三 第九條から第十一條までの規定は、第十一條の九第一項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第九條から第十一條までの規定中「都道府県知事」とあるのは「同意市町村」と、第九條及び第十條中「農地保有合理化事業」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第十一條第一項中「第七條第一項」とあるのは「第十一條の九第一項」と、同項第一号中「第四條第二項」に規定する「一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは「第四條第三項第一号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第二号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)」と読み替へるものとする。
第十二條の二 第二項中「第十三條の二」を「第十四條」に改める。
第十三條第二項中「農地保有合理化事業」の下に「又は農地利用集積円滑化事業」を、「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化

団体」を加える。
第十三條の二 第一項、第二項、第五項及び第六項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。
第十四條を削る。

第十三條の三 中「第二條第七項第二号」を「第二條第三項第二号」に、「トに掲げる者の有する議決権の」を「株式会社にあつては、チに掲げる者」に、「トに掲げる者」を「株式会社にあつては、チに掲げる者」に、「同じ」の有する議決権の」を「同じ」に改め、同条を第十四條とする。

第十七條第二項中「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三條第一項の規定による協議が調つたもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域及び生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三條第一項の規定による生産緑地地区の区域を除く。以下「市街化区域」という。）」を「市街化区域」に改める。
第十八條第二項第二号中「利用権の設定等」の下に「(その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。第六号において同じ。))である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。」を加え、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第一号に規定する者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

第十八條第三項第二号中「にあつては、イ及びハ」を「及び同項第六号に規定する者にあつては、イ」に、「特定法人が特定法人貸付事業の実施によつて賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合であつてこれらの権利の設定を受けた後においてイ及びハに掲げる要件を備えることとなるとき、同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用に供するため利用権の設定等を受ける場合」を「農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合に改め、「行う農業協同組合」の下に「又は農業協同組合連合会」を、「利用権の設定を受ける場合」の下に、「同法第十一條の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき」を、「株主」の下に「(農地法第二條第三項第二号に掲げる者を除く。）」を加え、同号イ中「について」を「効率的に利用して」に改め、同号ハを削り、同項第三号に次のただし書を加える。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が五年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

第十八條第五項を次のように改める。

5 同意市町村は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める目的のために、農林水産省令で定めるところにより第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を示して農地利用集積計画を定めるべきことを申し出たときは、その申出の内容を勘案して農地利用集積計画を定めるものとする。

一 当該市町村の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体 その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的

二 第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体又は当該市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする農業協同組合、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図る目的

三 当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区、その地区内の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項又は第八十九条の二第一項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まつて農用地の利用の集積を図る目的

第二十條の次に次の一条を加える。

(農用地利用集積計画の取消し等)

第二十條の二 同意市町村は、第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた第十八條第二項第六号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうちこれらの権利の設定に係る部分を取り消さなければならぬ。

2 同意市町村は、前項の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3 前項の規定による公告があつたときは、第一項の賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

第二十三条第四項中「農業生産法人」を「農業経営を営む法人」に改め、同条第十項中「及び農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人及び農地利用集積団体化」に改める。

第四章の二を削る。

第四章中第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を削り、第二十四条を第二十六条とし、第二十三条の三を第二十五条とする。

第二十三条の二の前の見出しを削り、同条第一項中「農業生産法人」を「農業経営を営む法人」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に見出しとして「(農用地利用規程の変更等)」を付する。

第四章の三を削る。

第三十四条第一項中「第四条第二項第四号に掲げる事業」を「研修等事業」に改める。

第三十七条中「及び農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人及び農地利用集積団体化」に改め、「なるよう、」の下に「必要な情報交換を行うなどして」を加える。

第三十八條中「第五項」を「第四項」に改め、「第二十條の四、第二十七條の五、第二十七條

の六第一項、第二十七條の七第一項及び第四項、第二十七條の八第一項、第二十七條の十」を削る。

第三十九條を削る。

第四十條中「次の各号のいずれかに該当する」を「第十三條の二第五項の規定に違反して同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した」に改め、同条各号を削り、第六章中同条を第三十九條とする。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第三條 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五條」を「第五條の三」に改める。

第三條の二第二項第一号中「農用地等」を「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項

第三條の二第三項中「意見を」の下に「聴く」とともに、前項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を」を加える。

第四條第二項第一号中「農用地等」を「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等」に改める。

第二章中第五條の次に次の二條を加える。

(確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等)

第五條の二 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、当該都道府県の農業振興地域整備基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五條の四第一項の規定による資料の提出の求めを行うものとする。

2 農林水産大臣は、毎年、前項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況を公表するものとする。

(農用地等の確保を図るための是正の要求の方式)

第五條の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五條の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一 次条第一項の規定による指定に関する事務

二 第七條第一項の規定による変更又は解除に関する事務

三 第八條第四項(第十三條第四項において準用する場合を含む。)の規定による同意に関する事務

四 第十三條第三項の規定による指示に関する事務

第十三條第二項中第四號を第五號とし、第三號を第四號とし、第二號の次に次の一号を加える。

三 当該変更により、農用地区域内における効率性かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第十三條の五中「第百十條」を削る。

第十五條の二第二項第一号中「地方公共団体が」の下に「、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために」を加え、同項第三号中「第五條第一項又は第七十三條第一項を」又は「第五條第一項」に改め、同項第三号の二中「第四條第三項第一号」を「第四條第四項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

7 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為(第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。)をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

8 第六項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

第十七條中「第五條第一項及び第七十三條第一項」を「第五條第一項」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第四條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号中「第五項」を「第九項」に改め、同条第三項第一号中「第十一條の三十一第一項第二号」を「第十一條の三十一第一項第一号及び第三号」に改める。

第十一條の三十一第一項中「、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため」を削り、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「と認められる」を「場合として農林水産省令で定める」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号中「農地保

有合理化法人〔を〕効率的かつ安定的な農業經營を育成するため、農地利用集積団体化に、〔第四條第二項に規定する農地保有合理化法人を〕第十一條の十二に規定する農地利用集積団体化に改め、以下同じ。を削り、〔同項第四号を〕同法第四條第三項第一号ハに改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該組合の地区内にある農地又は採草放牧地のうち、当該農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、当該農地又は採草放牧地の農業上の利用の増進を図るためには組合が自ら農業の經營を行うことが相当と認められるものについて農業の經營を行う場合

第十一條の三十一第三項中「又は総組合員」及び「又は同條第二項第二号若しくは第三号の規定による組合員」を削り、「第五項を」以下この條に改め、「同じ。」の下に「又は総組合員（第十二條第二項第二号又は第三号の規定による組合員を除く。第九項において同じ。）を加え、同條第五項中「前二項を」第三項又は第四項に改め、同條第四項の次に次の四項を加える。

組合員第十二條第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。第七項及び第八項において同じ。）の総数が農林水産省令で定める数を超える農業協同組合にあつては、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による同意を要しない。

前項に規定する農業協同組合が同項の規定により第三項又は第四項の規定による同意を得ないで農業の經營を行う場合には、当該農業協同組合の総会に総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

第五項に規定する農業協同組合が前項の規定により議決をした場合には、当該議決をした日から二週間以内に、当該議決の内容を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

い。

第五項に規定する農業協同組合の総組合員の六分の一以上の組合員が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該農業協同組合に対し書面をもつて農業の經營に反対の意思の通知を行つたときは、第五項の規定により第三項又は第四項の規定による同意を得ないで農業の經營を行うことはできない。

第七十二條の十第一項第三号中「前号に掲げる者を除く」を「同法第八條第一項に規定する農地保有合理化法人をいう」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十三條の規定 公布の日
二 附則第四十條の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

（権利移動及び転用の制限に関する経過措置）

第二條 第一條の規定による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）第三條第一項の規定又はこの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第一條の規定による改正後の農地法（以下「新農地法」という。）第三條第一項の規定又はこの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものみなす。

2 この法律の施行前にされた旧農地法第三條第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていらないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

3 新農地法第三條の三第一項の規定は、この法律の施行後に農地又は採草放牧地について新農

地法第三條第一項本文に掲げる権利を取得した者について適用する。

4 この法律の施行の際に国又は都道府県が農地を農地以外のものにする行為に着手しているときは、当該行為については、新農地法第四條第一項本文及び第五項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前に旧農地法第七條第一項第四号の指定を受けた小作地（旧農地法第二條第二項に規定する小作地をいう。以下同じ。）についての農地の転用の制限については、なお従前の例による。

（小作地等の買収に関する経過措置）

第三條 この法律の施行前にされた旧農地法第八條第一項の規定による公示に係る小作地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧農地法第十四條第二項（旧農地法第十五條第二項、第十五條の三第十項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第十五條第二項において準用する旧農地法第十一條第一項又は第二項の規定による買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利のその買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る買収については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にされた旧農地法第十五條の三第三項の規定による公示に係る農地又は採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧農地法第十六條第一項の規定による申出に係る農地又は採草放牧地のその申出に係る買収については、なお従前の例による。

（利用関係の調整に関する経過措置）

第四條 この法律の施行前に定められ、又は変更された旧農地法第二條第九項に規定する小作料については、旧農地法第二十二條の規定は、なおその効力を有する。

2 この法律の施行前に旧農地法第二十六條第一項（旧農地法第三十一條において準用する場合を含む。以下同じ。）の承認の申請があつた場合における同項に規定する利用権の設定については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧農地法第二十六條第一項の承認を受けている協議が調つたこと（旧農地法第三十條第二項（旧農地法第三十一條において準用する場合を含む。）の規定により協議が調つたものとみなされる場合を含む。）により設定された旧農地法第二十六條第一項に規定する利用権（前項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に設定された利用権を含む。）については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に締結された旧農地法第三十二條に規定する契約に係る利用権の保護については、なお従前の例による。

（農地等の売渡しに関する経過措置）

第五條 この法律の施行前に旧農地法第三十七條の規定により買受申込書の提出があつた場合における農地又は採草放牧地及び当該農地又は採草放牧地の附帯施設（旧農地法第三十六條第二項に規定する附帯施設をいう。以下同じ。）の売渡しについては、なお従前の例による。

（未墾地等の買収、売渡し等に関する経過措置）

第六條 この法律の施行前に旧農地法第五十四條第二項の規定により設定されたものとみなされた地役権については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農地法第六十一條の規定により売り渡された土地、立木、工作物又は権利（以下「土地等」という。）の対価の支払が終了していない場合の当該対価の支払及び徴収については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧農地法第六十一條の規定により売り渡された土地等の検査及び買戻しについては、旧農地法第七十一條及び第七十二條の規定並びに同條第四項において準用する旧農地法第五十條第二項及び第三項、第五十一條第二項及び第三項並びに第五十二條から第五十

五条までの規定並びに附則第二十四条の規定による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十條第三項（同法第百十一條、第三條の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律以下「旧農振法」という。）第十三條の五、附則第二十九條の規定による改正前の農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第十一條、附則第三十條の規定による改正前の集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十二号）第十二條及び附則第三十條の規定による改正前の市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第六條において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

4 この法律の施行前に旧農地法第六十一條の規定により売り渡された土地等の処分の制限及び当該制限についての違反に対する処分については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧農地法第六十一條の規定により売り渡された土地であつて農地又は採草放牧地であるものについては、旧農地法第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過するまでは、新農地法第三條、第三條の三及び第五條の規定は、適用しない。

6 この法律の施行の際現に旧農地法第六十一條各号に該当している土地等（第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二條の規定によりこの法律の施行後に買収した土地等を含む。）の譲与については、なお従前の例による。

7 旧農地法第七十五條に規定する開墾その他開発のためにする行為についての他の法令の制限又は禁止の規定の適用除外については、なお従前の例による。

（草地利用権に関する経過措置）
第七條 この法律の施行前に旧農地法第七十五條の二第二項又は第七十五條の七第一項の承認の申請があつた場合における旧農地法第七十五條の二第二項に規定する草地利用権（以下「草地利用権」という。）の設定又は存続期間の更新等に

ついては、なお従前の例による。
2 この法律の施行前に旧農地法第七十五條の二第一項又は第七十五條の七第一項の承認を受けてする協議が調つたこと（旧農地法第七十五條の六第二項（旧農地法第七十五條の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議が調つたものとみなされる場合を含む。）により設定された草地利用権（前項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に設定され、又はその存続期間が更新された草地利用権を含む。）については、なお従前の例による。（買収した土地等の管理及び売払いに関する経過措置）

第八條 この法律の施行の際現に旧農地法第七十八條第一項の規定により農林水産大臣が管理している土地等（附則第三條の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に買収した土地等及び附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二條の規定によりこの法律の施行後に買収した土地等を含む。）の管理については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例により管理する土地等については、附則第五條の規定によりなお従前の例により売り渡す場合又は第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農地法第八十條の規定により売り払い、若しくはその所管換若しくは所屬替をする場合を除き、新農地法第四十六條の規定の例により売り払うものとする。

3 前項の場合において、売り払うべき農地又は採草放牧地が旧農地法第三十六條第一項第一号に規定する土地であり、農林水産省令で定めるところにより、同号に掲げる者がその買受けを希望したときは、農林水産大臣は、当該農地又は採草放牧地及び当該農地又は採草放牧地の附帯施設を、その者に売り払わなければならない。

4 第一項の規定によりなお従前の例により管理

する土地等の売払い並びに所管換及び所屬替並びに公共用又は公用への転用については、旧農地法第八十條の規定及び附則第二十條の規定により廃止された国有農地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、旧農地法第八十條第一項中「第七十八條第一項の規定により」とあるのは「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第八條第一項の規定によりなお従前の例により」と、「自作農の創設又は土地」とあるのは「土地」と、同条第二項中「もの」とあるのは「もの（農地法等の一部を改正する法律附則第三條第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一條の規定による改正前の第九條又は第十四條の規定により買収したものを含む。）とする。

5 第二項の規定により新農地法第四十六條の規定の例によることとされる土地等の売払い又は前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第八十條の規定による土地等の売払いによつて農地又は採草放牧地の所有権が移転される場合は、新農地法第三條及び第三條の三の規定は、適用しない。

（不服申立てに関する経過措置）
第九條 この法律の施行前にされた旧農地法の規定による処分又はこの附則の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後にされた処分に係る行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てについては、なお従前の例による。

（対価等の額の増減の訴えに関する経過措置）
第十條 旧農地法第八十五條の三第一項各号に掲げる対価、借賃又は補償金の額の増減の訴えについては、なお従前の例による。

（農業経営基盤強化促進基本方針等に関する経過措置）
第十一條 この法律の施行前に第二條の規定によ

る改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」という。）第五條の規定により定められ、又は変更された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は、施行日から起算して三月を経過する日（その日までに第二條の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法（以下「新基盤強化法」という。）第五條の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日）までの間は、新基盤強化法第五條の規定により定められ、又は変更された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第六條第六項の同意に係る農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「旧基本構想」という。）は、施行日から、新基盤強化法第五條の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が定められ、又は変更された日から起算して三月を経過する日（その日までに新基盤強化法第六條の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「新基本構想」という。）とみなす。

（農地保有合理化事業に関する経過措置）
第十二條 この法律の施行の際現に旧農地売買等事業（旧基盤強化法第四條第二項第一号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）又は同項第四号に掲げる事業を行つて旧市町村農地保有合理化法人（旧基盤強化法第七條第一項の承認を受けた法人（旧基盤強化法第六條第三項の規定により旧基本構想に定められた者に限る。）をいう。以下同じ。）が行うこれらの事業の実施については、施行日から、新基本構想が定められ、又は新基本構想とみなされた旧基本構想が変更された日から起算して三月を経過する日（その日までに当該旧市町村農地保有合理化

法人(市町村を除く。)が新基盤強化法第十一条の九第一項の規定により新農地売買等事業(新基盤強化法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。)に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程(新基盤強化法第十一条の九第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程をいう。以下同じ。)の承認を受けたとき、又はその日までに当該旧市町村農地保有合理化法人(市町村に限る。)が新基盤強化法第十一条の十一第一項の規定により新農地売買等事業に関する事項をその内容を含む農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その承認を受けた日又はその定めた日)までの間は、なお従前の例による。

2 旧市町村農地保有合理化法人がこの法律の施行前に引受けを行った信託に係る旧基盤強化法第四条第二項第二号及び第二号の二に掲げる事業並びに旧市町村農地保有合理化法人がこの法律の施行前に行った出資に係る同項第三号に掲げる事業の実施については、なお従前の例による。

3 前二項の規定によりなお従前の例により旧市町村農地保有合理化法人が行う旧農地売買等事業並びに旧基盤強化法第四条第二項第二号及び第二号の二に掲げる事業についての農地法による農地又は採草放牧地の権利移動の制限については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧市町村農地保有合理化法人(市町村及び農業協同組合を除く。)は、その出資に伴い付与される持分又は株式を保有している間、新農地法第二条第三項の規定の適用については、同項第二号へに掲げる農地保有合理化法人とみなす。

5 この法律の施行前に農事組合法人に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧市町村農地保有合理化法人(農業協同組合を除く。)は、その出資に伴い付与される持分を保有している間、第四条の規定による

改正後の農業協同組合法(以下「新農協法」という。第七十二条の十第一項の規定の適用については、同項第三号に掲げる農地保有合理化法人とみなす。)

(遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十七条第一項の規定による指導に係る同条第二項及び旧基盤強化法第二十七条の二から第二十七条の五までの規定による要請、勧告、調停、裁定の申請その他の行為については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる調停に係る調停案の受諾に伴う旧基盤強化法第四条第三項第一号の権利の設定又は移転についての農地法による農地の権利移動の制限については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧基盤強化法第二十七条の五の申請があった場合(第一項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に当該申請があつた場合を含む。)における同条に規定する特定利用権(以下「特定利用権」という。)の設定については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に設定された特定利用権(前項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に設定されたものを含む。)については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる特定利用権についての農地法による農地の権利移動の制限並びに賃貸借の更新及び解約等の制限については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした旧基盤強化法第二十七条の十二第一項の規定による命令に係る市町村長による支障の除去等の措置及び当該措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

(特定法人貸付事業に関する経過措置)
第十四条 この法律の施行の際現に行われている旧基盤強化法第四条第四項に規定する特定法人

貸付事業(以下「特定法人貸付事業」という。)の実施については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる特定法人貸付事業についての農地法による賃貸借の解約等の制限については、なお従前の例による。

(農用地等の確保等に関する基本指針等に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前に旧農振法第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更された農用地等の確保等に関する基本指針は、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに第三条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律(以下「新農振法」という。)第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日)までの間は、新農振法第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更された農用地等の確保等に関する基本指針とみなす。

2 この法律の施行前に旧農振法第四条又は第五条の規定により定められ、又は変更された農業振興地域整備基本方針は、施行日から、新農振法第三条の二又は第三条の三の規定により農用地等の確保等に関する基本指針が定められ、又は変更された日から起算して六月を経過する日(その日までに新農振法第四条又は第五条の規定により農業振興地域整備基本方針が定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日)までの間は、新農振法第四条又は第五条の規定により定められ、又は変更された農用地等の確保等に関する基本指針とみなす。

3 新農振法第五条の二の規定は、新農振法第四条又は第五条の規定により農業振興地域整備基本方針が定められ、又は変更された日の属する年の翌年以後の年に係る達成状況について適用する。
(国又は地方公共団体の行う開発行為に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行の際現に国又は地方公共団体が着手している開発行為(新農振法第十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。)については、同項本文及び同条第七項の規定は、適用しない。

(農業協同組合等の農業の経営に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に農業の経営(第四条の規定による改正前の農業協同組合法(以下「旧農協法」という。)第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合に行われるものに限る。)を行つている農業協同組合は、附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例により旧基盤強化法第四条第二項第四号に掲げる事業を実施している間は、なお従前の例により当該農業の経営及びこれに附帯する事業を行うことができる。

2 前項の規定によりなお従前の例により農業の経営を行う農業協同組合が、新基盤強化法第四条第三項第一号ハに掲げる事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けたときは、当該農業協同組合が行つている農業の経営は、新農協法第十一条の三十一第一項第二号に掲げる場合に行う同条第三項又は第四項の規定による同意を得た農業の経営とみなす。

3 この法律の施行の際現に行われている農業の経営(旧農協法第十一条の三十一第一項第二号に掲げる場合に行われるものに限る。)は、新農協法第十一条の三十一第一項第三号に掲げる場合に行う同条第三項又は第四項の規定による同意を得た農業の経営とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法

第四条第一項及び第五条第一項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に規定するもののほか、この法律の施行後五年を目途として、新農地法、新農振法、新農協法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国有農地等の売払いに関する特別措置法の廃止)
第二十條 国有農地等の売払いに関する特別措置法は、廃止する。

(国有農地等の売払いに関する特別措置法の廃止に伴う経過措置)
第二十一條 この法律の施行前に旧農地法第八十

条第二項の規定により売り払われた土地等については、前条の規定により廃止された国有農地等の売払いに関する特別措置法の規定(同法の規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。

(地方自治法の一部改正)

第二十二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二條の二第四項中、「自作農の創設及び維持」を削る。

別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項中「(第七十八條第二項を除く。)」を削り、「第九十一條の三第二項各号」を「第六十三條第二項各号」に改め、同項第一号中「及び第三項」を、「第三項(同条第六項において準用する場合を含む。及び第五項)」に改め、同項第二号中「の規定及び同条第三項」を「及び第四項の

規定並びに同条第三項及び第五項」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 第三十條第一項から第三項まで、第三十條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條及び第三十五條第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
四 第四十四條の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第五号中「第八十二條第一項を」第四十九條第一項に、「第八十三條」を「第五十條」に改め、同項第六号中「第八十三條の二」を「第五十一條」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第五十二條の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の項中「第五項」を「第四項」に改め、「第二十七條の四、第二十七條の五、第二十七條の六第一項、第二十七條の七第一項及び第四項、第二十七條の八第一項、第二十七條の十」を削る。

別表第二農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第一号中「第四條第一項第五号」を「第四條第一項第七号」に改め、同項第二号中「第五條第一項第三号」を「第五條第一項第六号」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第二十三條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四第八号中「自作農の創設維持その他」を削る。

(土地改良法の一部改正)

第二十四條 土地改良法の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「第四條第二項に規定する法人」を「第八條第一項に規定する農地保有合理化法人」に改め、「同じ。」の下に「若しくは農地利用集積団滑化団体(同法第十一條の十二に規定

する農地利用集積団滑化団体(同法第四條第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。』を、「又は農地保有合理化法人」の下に「若しくは農地利用集積団滑化団体」を加え、「同条第二項」を「同法第四條第二項」に改め、「(いう。)」の下に「若しくは農地利用集積団滑化事業(同条第三項に規定する農地利用集積団滑化事業をいう。)」を、「その農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積団滑化団体」を加え、同条第五項中「又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十八條第一項」を削る。

第五十三條の三の二第二項中「農地保有合理化法人」の下に「若しくは農地利用集積団滑化団体」を加える。

第六十五條中「農地法」の下に「(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を加える。

第八十五條の四第一項中「又は農地保有合理化法人」を、「農地保有合理化法人又は農地利用集積団滑化団体」に、「第三條第四項」を「同条第四項」に改め、「により農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積団滑化団体」を加える。

第八十七條の二第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号イ中「前二號」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「又は第二号」を削り、同条第三項中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、「及び第二号」を削り、同条第四項中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第六項中「同項第三号」を「同項第二号」に、「第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、同条第十項中「第一項第三号」を「第一項第二号」に、「前条第五項」を「同条第五項」に改める。

第八十七條の三第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第二号」を削り、同条第十五項中「又は第二号」を削る。

第九十條第三項中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第九十條の二第一項中「行なう」を「行う」に、

「同項第二号」を「同項第一号」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第四項中「行なう同項第二号」を「行う同項第一号」に改める。

第九十四條中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。
第九十四條の八第一項中「行なう同項第二号」を「行う同項第一号」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積団滑化団体」を加える。

第九十四條の八の二第一項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積団滑化団体」を加え、同条第二項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積団滑化団体」を「添付して」に改め、同条第三項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積団滑化団体」を加え、「添付した」を「添付した」に改める。
第九十五條第一項中「若しくは農地保有合理化法人」を、「農地保有合理化法人若しくは農地利用集積団滑化団体」に改め、同条第二項中「若しくは農地保有合理化法人」を、「農地保有合理化法人若しくは農地利用集積団滑化団体」に、「又は農地保有合理化法人」を、「農地保有合理化法人又は農地利用集積団滑化団体」に改め、「置かない農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積団滑化団体」を加え、同条第五項中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積団滑化団体」を加える。

第九十五條の二第一項中「行なう」を「行う」に、「又は農地保有合理化法人」を、「農地保有合理化法人又は農地利用集積団滑化団体」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に、「又は農地保有合理化法人」を、「農地保有合理化法人又は農地利用集積団滑化団体」に改め、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積

積円滑化団体」を加える。

第百八条第一項中「又は農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に、「行なおう」を「行おう」に改め、「置かない農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第百八条第一項中「農地保有合理化法人」の下に「農地利用集積円滑化団体」を加える。

第百十條を次のように改める。

第百十條 削除

第百十條 削除

第百八条第一項第四号及び第五項中「若しくは農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体」に改める。

第百四十四條中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

〔又は農地利用集積円滑化団体〕を加える。

第二十五條 次に掲げる法律の規定中「第二条第七項を」第二条第三項に改める。

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十二條第三項の表第三十二号

二 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第四条第三項

三 国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第八十号）第三条第一項第一号

四 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六條第三項

五 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五條第三項（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第二十六條 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号二中「第八十五條第六項を」第五十三條第二項に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第二十七條 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「採草放牧地又は薪炭林」を「又は採草放牧地に改め、及び自作農の創設維持を削り、同項第二号中「附随する」を「付随する」に改める。

第八條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「第二条第七項を」第二条第三項に改める。

（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第二十八條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第百七條及び第百八條を次のように改める。

第百七條及び第百八條 削除

（農住組合法の一部改正）

第二十九條 農住組合法の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「第五條第一項第三号」を「第五條第一項第六号」に改める。

第十一條中「第百十條」を削る。

（集落地域整備法及び市民農園整備促進法の一部改正）

第三十條 次に掲げる法律の規定中「第百十條」を削る。

一 集落地域整備法第十二條

二 市民農園整備促進法第六條

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正）

第三十一條 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号ロ中「又は農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人」に、「第四条第二項」を「第八條第一項」に改め、「同じ。」の下に「又は農地利用集積円滑化団体（同法第十

一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四條第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。」を加え、「又は農地保有合理化法人」とを「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」とに改める。

（第四条第一項中「又は農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に改め、同条第二項中「又は農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に、「については、農地法第六條第一項」を「の賃貸借については、農地法第六條、第十七條本文、第十八條第一項本文、第七項及び第八項並びに第二十一條」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二条第九項に規定する小作料を」第二十條第一項に規定する賃貸等」に、「同法第二十一條、第二十二條及び第二十四條」を「同条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二章第六節」を「第二十五條から第二十九條まで」に改め、同項を同条第四項とする。

（地価税法の一部改正）

第三十二條 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ハ中「第二十條第一項本文」を「第十八條第一項本文」に改める。

別表第一第二号ロ中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第七十三條第一項（売り渡した土地等の処分の制限の規定による許可）を削り、」第四條第一項第五号又は第五條第二項第三号を「第四條第一項第七号又は第五條第一項第六号」に改める。

（独立行政法人森林総合研究所法の一部改正）

第三十三條 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九條第四項及び第十一條第四項中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第六号」に改める。

（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正）

第三十四條 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十條中「第二条第七項第二号」を「第二条第三項第二号」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第三十五條 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六條第五項中「同条第二項第七号」を「同条第二項第六号」に改め、「同法第七條第一項中「該当する小作地」とあるのは「該当する小作地、独立行政法人農業者年金基金が農地売買貸借業務の実施により借り受けている小作地及び独立行政法人農業者年金基金が所有し、かつ、農地売買貸借業務の実施により売り渡すまでの間一時貸し付けている小作地」とを削る。

（景観法の一部改正）

第三十六條 景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第五十七條第一項中「ととのつた」を「調った」に改め、「（第二号の二、第四号、第五号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「ととのつた」を「調った」に、「第十九條本文並びに第二十條第一項本文」を「第十七條本文並びに第十八條第一項本文」に改め、同項を同条第二項とする。

（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正）

第三十七條 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号ロ中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人」を「農業経営を営む法人」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十八條 特別会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第二項第一号中「自作農（を削り、第二十四条第四項に規定する自作農をいう。）の創設のため」を「の創設により」に、「使用、売渡し、譲与」を「売払い」に改める。

第二百二十七条第一項第一号イ中「売渡代金」を「売払代金」に改め、同項第二号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「売渡し」を「売払い」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホを削り、同号ヘを同号ニとし、同号トからルまでを同号ホからリまでとし、同条第二項中「同項第二号ト」を「同項第二号ホ」に改め、同条第三項中「同項第二号チ」を「同項第二号ヘ」に改める。
第二百二十八条第五号及び第六号中「売渡し」を「売払い」に改める。
第三百三十一條を次のように改める。

第三百三十一條 削除

第三百三十五條第三号中「売渡し」を「売払い」に改める。

附則第二百十四條第六項中「第三百三十一條」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第三十八條の規定による改正前の第三百三十一條」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十九條 附則第三條、第五條、第六條第二項及び第六項並びに第八條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における買収、売渡し、譲与及び賃貸、附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二條の規定による買収、附則第八條第二項の規定により新農地法第四十六條の規定の例によることとされる売払い並びに附則第八條第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第八十條の規定による売払い並びにこれらの附帯業務に関する経理

は、特別会計に関する法律第二百二十四條第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により同項に規定する経理を農業経営基盤強化勘定において行う場合については、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第二百三十一條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第二百二十七條第一項から第三項までの規定の適用については、

「ハ 農地等の管理及び売
ニ 第二百二十四條第二項
ホ 農業改良資金助成法
ト 業務勘定への繰入金
チ 調整勘定への繰入金
リ 附属諸費

払いその他の処分に要する費用（貸付金を第三條の規定による都道府県に対する貸付金のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十

九條第一項の規定による都道府県に対する貸付含む。）

金とあるのは

「ハ 農地等の管理及び売払いそ
ニ 他の会計への繰入金
ホ 第二百二十四條第二項第二号
ヘ 農業改良資金助成法第三條
ト 青年等の就農促進のための
チ 業務勘定への繰入金
リ 調整勘定への繰入金
ヌ 附属諸費

の他の処分に要する費用

の財政上の措置に要する費用（貸付金を含む。）の規定による都道府県に対する貸付金
資金の貸付け等に関する特別措置法第十九條第

一項の規定による都道府県に対する貸付金
と、
同条第二項中「同項第二号ホ」とあるのは「同項第二号ヘ」と、同条第三項中「同項第二号ヘ」とあるのは「同項第二号ト」とする。
（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第四十條 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九十四條を次のように改める。
（農地法の一部改正）
第九十四條 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九號）の一部を次のように改正する。
第四十條第一項中「ついでに」の下に「行政不服審査法（平成二十一年法律第 号）附則第四條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十號）以下「旧行政不服審査法」という。）の規定による」を加える。
第四十三條第三項中「ついでに」の下に「旧行政不服審査法の規定による」を加える。
第五十三條第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、「裁定についての」の下に「旧行

政不服審査法の規定による」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、審査請求（旧行政不服審査法の規定による不服申立てを含む。）をすることができない。

第五十三條第三項中「行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十號）」を「旧行政不服審査法の規定」に改め、同項後段を削り、同条第四項中「行政不服審査法」の下に「第二十一條又は旧行政不服審査法を加え、「前項後段の」を「第二項の規定により裁定の申請をすることができ」に、「又は」を「若しくは再調査の請求又は旧行政不服審査法の規定による審査請求若しくは」に改める。

第五十四條第一項中「不服申立て」を「審査請求（旧行政不服審査法の規定による審査請求を含む。）に、「審査請求又は異議申立て」を「審査請求（旧行政不服審査法の規定による審査請求を含む。）」に改め、「又は決定」を削り、同条第二項を削る。
第二百四條を次のように改める。

第二百四條 削除

（旧農業者年金基金法の一部改正）
第四十一條 独立行政法人農業者年金基金法附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九號）附則第八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八號）の一部を次のように改正する。

第四十二條第一項第二号イ中「第四條第二項」を「第八條第一項」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「同法第十一條の十二に規定する農地利用集積団体化を」を加え、同条第三項中「農地法第二條第二項の小作地及び同条第三項の小作採草放牧地を」耕作の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地及び耕作又は養畜の事業を行う者が所有

権以外の権原に基づいてその事業に供している
採草放牧地」に改める。

(旧農用地整備公団法及び旧独立行政法人緑資
源機構法の一部改正)

第四十二条 次に掲げる法律の規定中「から第百
十一条まで」を、「第百十一条」に改める。

一 独立行政法人森林総合研究所法附則第十一
条第三項の規定によりなおその効力を有する
ものとされる森林開発公団法の一部を改正す
る法律(平成十一年法律第七十号)附則第八條
の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭
和四十九年法律第四十三号)第二十四條第二
項

二 独立行政法人森林総合研究所法附則第九條
第三項の規定によりなおその効力を有するも
のとされる独立行政法人緑資源機構法を廃止
する法律(平成二十年法律第八号)による廃止
前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年
法律第百三十号)第十七條第二項
(政令への委任)

第四十三条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定
める。

理由

我が国の食料及び農業をめぐる諸情勢の変化に
かんがみ、国民に対する食料の安定供給を確保す
るため、農地について耕作者自らが所有すること
を最も適当としてきた制度を改め、将来にわたつ
て国内の農業生産の基盤である農地の確保及びそ
の有効利用が図られるよう、農地の転用に関する
規制の強化、農地の権利移動についての許可基準
の見直し、遊休農地の農業上の利用の増進を図る
ための措置の充実、農地の利用集積を円滑に実施
するための事業の創設等の措置を講ずる必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。